

津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事

図面リスト			
図面番号	建築工事	図面番号	電気設備工事
A - 01	改修工事特記仕様書 1	E - 01	電気設備工事特記仕様書 1
A - 02	改修工事特記仕様書 2	E - 02	電気設備工事特記仕様書 2
A - 03	改修工事特記仕様書 3	E - 03	電気設備工事特記仕様書 3
A - 04	改修工事特記仕様書 4	E - 04	電気設備平面図
A - 05	改修工事特記仕様書 5		
A - 06	改修工事特記仕様書 6		
A - 07	改修工事特記仕様書 7		
A - 08	附近見取図、配置図		
A - 09	平面図		
A - 10	立面図		
A - 11	矩計詳細図(改修前・改修後)		
A - 12	1階天井伏図		
A - 13	柱・梁伏図		
A - 14	補強鉄骨梁伏図(見上)、補強鉄骨梁詳細図		
A - 15	仮設計画図		

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称
津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事

II. 工事概要

1 工事場所
津市 分部 地内

2 敷地面積
188.00 m²

3 工事内容
塗装改修、外装改修、耐震改修
様名称
津市長谷山市民館
構造
鉄筋コンクリート造2階建て
建築面積
103.980 m²
延べ面積
174.045 m²
工事項目
玄関庇部分の耐震改修工事

III. 建築改修工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改構仕の該当項目等を示す。

① 適用基準等

1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）
2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）
3) 建築工事標準詳細図
国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）

② 施工条件

施工方法及び検査に関する事項
※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。
※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。
※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。
※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。
※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。
※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
※ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。
※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。
※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。
なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
※ 当該施設について、建物への出入りする箇所が玄関のみとなっており、また工事期間中も施設を利用するため、施設利用者の安全に十分配慮すること。
※ 工事用水、電力については構内既存の施設を無償で利用できる。但し、施設運営に影響しないよう事前に打合せのうえ計画し、施工すること。
※ 高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査（書類を含む）を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。

③ 発生材の処理等
(1.3.12)

本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・有○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・有○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	・有○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
屋根	・有○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	○有・無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用
その他 (天井・断熱、天井・木質下地)	○有・無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用

○ 引き渡しを要するもの ○ 無
・ 特別管理産業廃棄物
・ 有（ ・ PCBを含む機器類 ・ 廃油、廃酸、廃アルカリ ・ ダイオキシン類
・ 水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・ 廃水銀等 ）
処理方法（ ）

○ 水銀使用製品産業廃棄物 ○ 有（ ○ 蛍光灯ランプ ・ HIDランプ ・ （ ） ）
・ 石綿含有成形板等解体時の留意点
1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。
2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。
3. 飛散されない様にする。こと。
4. 保護具及び作業着を着用すること。
5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。
6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。
・ 現場において再利用を図るもの（ ）
・ 再資源化を図るもの
・ コンクリート塊
・ アスファルトコンクリート塊
○ 建設発生木材

引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。
引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

4 建設副産物情報交換システムの利用

再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」ヘデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

⑤ 三重県産業廃棄物税

本工事に産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

6 電気保安技術者
(1.3.3)

・ 配置する

7 技能士
(1.6.2)

職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。

8 施工数量調査
(1.5.2)

調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による

9 調査のための破壊部分の補修
(1.5.3)

補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）

⑩ 建築材料等

1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。
2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

1 1 化学物質の濃度測定
(1.6.9)

測定対象化学物質（●で示したものとする。）							
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校・教育施設	●	●	●	●		●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）
測定方法（ ・ パッシブ法 ・ アクティブ法）
測定時期 ・ （ ）
報告書提出部数 2部

1 2 特別な材料の工法

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

1 3 騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

④ 工事写真
(1.2.4)

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成31年版））に従い撮影する。
提出部数1部 用紙は上質紙とする。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。

⑤ 完成図等
(1.8.2)
(1.8.3)

作成する（ ○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ （ ） ）
完成図作成範囲（設計図を訂正）
完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。

⑥ 完成写真

○ デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。
（A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部
箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

⑦ 設備工事との取合い

施工範囲
・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
○ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ

施工図
・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

⑧ 既存部分等への処置
(1.3.13)

⑨ 事故の発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

2 0 消防提出書類

1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事
2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

② 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

③ 不正軽油の使用の禁止

1) 一般事項
市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用しはならない。
2) 調査の協力
調査者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかには是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかには是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

④ 屋外広告物

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。

② 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策
(2.1.3)

・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）
・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）

② 足場
(2.2.1)
(表2.2.1)

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
内部足場の種別 ・ 脚立 ・ 足場板 ・ （ ）
外部足場の種別 ○（単管棚足場） 設置範囲 ○ 図示（図面番号： A-15 ）
防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない

足場（つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。
1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参考書」に必要な資格を有する者
3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

③ 既存部分の養生
(2.3.1)

既存部分の養生 ○ 図示（図面番号： A-15 ）
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（ ）
保管場所 ・ 構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカーの移動
・ 行う ・ 行わない

4 仮設間仕切り
(2.3.2)
(表2.3.1)

屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種
合板 厚さ ・ 9mm ・ （ ）
せつこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ （ ）
合板又はせつこうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない
仮設扉 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ）
仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ （ ）

⑤ 監督員事務所
(2.4.1)

・ 構内建物内の一部を使用する。
・ 設置する ○ 設置しない
監督員事務所の規模(単位:m)

適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度
監督員事務所の仕上げ					
部 位 等	仕 上 げ				
床	合板張り又はビニール床シート張り				
内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗				
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗				

種類 机・いす 書棚 黒板・白板 掛時計 温度計
数量 組 台 個 個 個
種類 長靴 雨合羽 保護帽 懐中電灯 衣類ロッカー
数量 足 着 個 個 台
種類 消火器 掃除具 受注者加入電話 冷暖房機器 インターネット
数量 個 個 台 台 台

⑦ 仮設便所

構内既存の施設
○ 利用できる ・ 利用できない

⑧ 工事用水

構内既存の施設
○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない

⑨ 工事用電力

構内既存の施設
○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

⑩ 交通誘導警備員

配置 ○ 図示（図面番号： A-15 ）

津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事

工事名／Title

図面種別／Drawing

改修工事特記仕様書 1

縮尺／Scale 原図：A2 日付／Date

Check

No.

A-01

合資会社 重企建築事務所
Jyuki Architectural Design Office
一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号
一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治

~~3 防水改修工事~~

1	アスファルト防水 (3.3.3) (表3.3.3)～ (表3.3.10)	工 法 ・ P1B ・ P1E ・ P2E 種 別 ・ B-1 ・ B-2 ・ B-3 ・ E-1 ・ E-2 施 工 箇 所																
		改質アスファルトルーフィングシート 種類 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ () 厚さ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ () 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ () 厚さ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()																
	(3.3.2)	断熱工法の断熱材 (P1B1, P2A1, T1B1, POD1, M3D1, M4D1) 材質 ・ () ・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種 b A (スキンあり) ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種 1号 ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種 2号 厚さ ・ () ルーフドレン回り及び立上り部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示 (図面番号:)																
	(3.3.3)(2)(4) (3.3.3)(3)	脱気装置 (M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1) ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:) ・ 材質 () ・ 設けない ・ 仕上塗料 種類 () 使用量 ()																
	(3.3.5)	保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ・ 水下80mm以上 ・ () 床タイル張り ・ 水下60mm以上 ・ ()																
	(表8.1.5)	こて仕上げの場合のコンクリートの平たんさ ・ a 種 ・ b 種 ・ c 種 保護層 ・ 設ける ・ 設けない 屋上排水溝の適用 ・ 適用する 立上り保護 ・ 乾式保護材 () ・ れんが (材質 ・ JIS R1250)																
2	改質アスファルトシート防水 (3.4.2)	改質アスファルトシート 種類 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ () 厚さ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ () 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート 種類 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ () 厚さ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ () 断熱工法の断熱材 (M3AS1, M4AS1, POAS1) 材質、厚さ () 図示 ・ ()																
	(3.4.3) (表3.4.1)～ (表3.4.3)	<table> <tr> <th>工 法</th><th>種 別</th><th>施工箇所</th><th>仕上塗料</th></tr> <tr> <td>・ M4AS</td><td>・ AS-T1</td><td>AS-T2</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>・ AS-J2</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	工 法	種 別	施工箇所	仕上塗料	・ M4AS	・ AS-T1	AS-T2			・ AS-J2						
工 法	種 別	施工箇所	仕上塗料															
・ M4AS	・ AS-T1	AS-T2																
	・ AS-J2																	
		脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:) ・ 材質 () ・ 設けない																
3	合成高分子系ルーフィングシート防水 (3.5.2)	ルーフィングシート 種類 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・ () 厚さ 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・ () 絶縁用シート ・ 発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質及び寸法形状 ・ 図示 () 断熱工法の断熱材 (POS1, S4S1, S3S1, M4S1) 材質、厚さ () ・ 図示 ()																
	(3.5.3) (表3.5.1)～ (表3.5.3)	<table> <tr> <th>工 法</th><th>種 別</th><th>種 別</th><th>仕上塗料</th></tr> <tr> <td>・ S3S</td><td>・ S-F1 (S1-F1)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ S3S1</td><td>・ S-F2 (S1-F2)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	工 法	種 別	種 別	仕上塗料	・ S3S	・ S-F1 (S1-F1)			・ S3S1	・ S-F2 (S1-F2)						
工 法	種 別	種 別	仕上塗料															
・ S3S	・ S-F1 (S1-F1)																	
・ S3S1	・ S-F2 (S1-F2)																	
	(3.5.3)	脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:) ・ 材質 () ・ 設けない																
	(3.5.4)	既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合 目地処理 ・ 図示 (図面番号:) 増張り ・ 図示 (図面番号:) 機械式固定方法 風圧力に対応した工法 ・ 図示 (図面番号:) 保護層の施工 ・ 図示 (図面番号:)																
4	塗膜防水 (3.6.3) (表3.6.1) (3.6.3)(1)	<table> <tr> <th>工 法</th><th>種 別</th><th>施工箇所</th><th>仕上塗料</th></tr> <tr> <td>・ POX</td><td>・ X-1</td><td>X-2</td><td></td></tr> <tr> <td>・ L4X</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	工 法	種 別	施工箇所	仕上塗料	・ POX	・ X-1	X-2		・ L4X							
工 法	種 別	施工箇所	仕上塗料															
・ POX	・ X-1	X-2																
・ L4X																		
		脱気装置 ・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:) ・ 材質 () ・ 設けない																
	(3.6.3)(2)	<table> <tr> <th>工 法</th><th>種 別</th><th>施工箇所</th></tr> <tr> <td>・ PIY</td><td>・ Y-2</td><td></td></tr> <tr> <td>・ P2Y</td><td></td><td></td></tr> </table>	工 法	種 別	施工箇所	・ PIY	・ Y-2		・ P2Y									
工 法	種 別	施工箇所																
・ PIY	・ Y-2																	
・ P2Y																		
		保護層 ・ 図示 (図面番号:)																
5	既存防水層表面の仕上塗装の除去 (3.2.6)(3)(4) (3.2.6)(3)(b)	(M4AS, M4AS1, M4C, M4D1) (L4X) ・ 行う ・ 行わない ・ 行う ・ 行わない																

4	外壁改修工事
---	--------

6

シーリング

(3.7.2)

(表3.7.1)

(3.7.4～7)

(3.7.8)

7

とい

(3.8.2)

(表3.8.1)

(表3.8.2)

8

アルミニウム製
笠木

(3.9.2)(3)

(表3.9.1)

(3.9.3)(2)

(3.9.2)(4)

(3.9.3)

1

施工数量調査

2

改修工法の種類

(4.1.4)

(4.1.5)

材料

種類	材種	施工箇所
・ SR-1	シリコン系	
・ MS-2	変成シリコン系	
・ PS-2	ポリサルファイド系	
・ PU-2	ポリウレタン系	

工法

- ・ シーリング充填工法
- ・ シーリング再充填工法
- ・ 拡幅シーリング再充填工法
- ・ フリッジ工法

シーリング材の試験

- ・ 簡易接着性試験
- ・ 引張接着性試験
- ・ 行わない

材種

- ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）
- ・ （ ）

とい受金物及び足金物

といの材種	形状	取付け間隔

工法

- ・ 図示（図面番号： ）

部材の種類

- ・ 押出し250形
- ・ 押出し300形
- ・ 押出し350形
- ・ 板材折曲げ形（本体幅（ ）mm、板厚 ・ 2.0mm ・ （ ））

固定金具の間隔（ mm）

固定方法 ・ （ ）

表面処理 ・ （ ）

工法

- ・ 既存笠木等の撤去
- ・ 図示（図面番号： ）
- ・ 下地補修の工法
- ・ 図示（図面番号： ）
- ・ 板材折曲げ形の笠木の取付方法
- ・ 図示（図面番号： ）
- ・ 笠木固定金具の工法
- ・ 図示（図面番号： ）

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応したか固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

・ 行う ・ 行わない

調査範囲

- ・ 全面 ・ （ ）

調査項目

- ・ ひび割れ部（ ・ 幅0.2mm未満 ・ 0.2mm以上～1.0mm以下 ・ 1.0mm以上超）
- ・ はがれ及びはく落部分
- ・ 浮き部

調査方法

- ・ 打診、目視及びクラックスケール等（ ・ 足場 ・ ゴンドラ）

報告書 2部（立面図等に記載、必要に応じて写真添付）

外壁	種類	改修工法
・ コンクリート打放し 仕上げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ リカットシール材充填工法 ・ シール工法
	欠損部	・ （ ）
・ モルタル塗り仕上 げ外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ リカットシール材充填工法 ・ シール工法
	欠損部	・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法
	浮き部	・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法
・ タイル張り仕上げ 外壁	ひび割れ部	・ 樹脂注入工法 ・ リカットシール材充填工法
	欠損部	・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法
		・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法
	浮き部	・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法
		目地
・ 塗り仕上げ外壁	新規仕上げ	・ 薄付付け上塗材塗り ・ 厚付付け上塗材塗り ・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り ・ 外壁用塗膜防水材塗り

3	改修工法等	- 樹脂注入工法 - 種類 ・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 - 注入量 () 注入間隔 () ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 - 注入量 () 注入口間隔 () ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 - 注入量 () 注入口間隔 () - 材料 - エポキシ樹脂JIS A6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) ・ 低粘度形 ・ 中粘度形 - コア抜取検査 ・ 行う ・ 行わない ・ 抜取り個数 () ・ 抜取り部分補修方法 ()
(4.2.2)(1)	(4.3.4)	
(4.4.5)	(4.5.5)	
(4.2.2)(2)	(4.3.5)	・ Uカットシール材充填工法 - 材料 ・ シーリング用材充填 (・ PU-1 ・ PU-2 ・ ()) ・ 可とう性エポキシ樹脂充填 - シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填 ・ 行う ・ 行わない
(4.2.2)(3)	(4.3.6)	
(4.4.7)	(4.5.6)	
(4.2.2)(4)	(4.3.7)	・ シール工法 - 材料 ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂
(4.3.8)	(4.5.7)	
(4.2.2)(7)	(4.4.9)	・ 充填工法 - 材料 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル
(4.2.2)(5)	(4.4.10)	・ モルタル差替え工法 - 材料 ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料 ・ 既製目地材の適用及び形状 () ・ 仕上り厚 ()
(図4.4.1)	(4.5.8)	
(4.2.2)(5)	(4.4.11)	・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 - アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ () - 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS 3 0 4) ・ ()
(図4.4.2)	(4.5.9)	
(4.2.2)(5)	(4.4.12)	・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 - アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ () - 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS 3 0 4) ・ ()
(図4.4.2)	(4.5.10)	
(4.2.2)(6)	(4.4.13)	・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 - アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ () - 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS 3 0 4) ・ ()
(図4.4.3)	(4.5.11)	
(4.2.2)(6)	(4.4.14)	・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 - 注入口付アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ () - 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS 3 0 4) ・ () - 呼び径 ・ 6 mm ・ ()
(図4.4.4)	(4.5.12)	
(4.2.2)(6)	(4.4.15)	・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 - 注入口付アンカーピンの本数及び注入口の配置 ・ 標準 ・ () - 材料 ・ ステンレス鋼 (SUS 3 0 4) ・ () - 呼び径 ・ 6 mm ・ ()
(図4.4.4)	(4.5.13)	
(4.2.2)(6)	(4.4.16)	・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 - 注入口付アンカーピンの本数及び注入口の配置 ・ 標準 ・ () - 材料 ・ ポリマーセメントスラリー () ・ 注入口付アンカーピン (・ ステンレス鋼 (SUS 3 0 4) ・ ()) - 呼び径 ・ 6 mm ・ ()
(図4.4.4)	(4.5.14)	
(4.2.2)(8)	(4.5.7)	・ タイル部分張替え工法 - 張替え材料 ・ ポリマーセメントモルタル ・ 接着剤 (一液反応硬化型変成シリコーン樹脂) ・ ()
(表4.5.4)	(4.5.15)	
(4.5.16)	(4.5.16)	
(4.5.17)	(4.5.17)	
(4.5.18)	(4.5.18)	
(4.5.19)	(4.5.19)	
(4.5.20)	(4.5.20)	
(4.5.21)	(4.5.21)	
(4.5.22)	(4.5.22)	
(4.5.23)	(4.5.23)	
(4.5.24)	(4.5.24)	
(4.5.25)	(4.5.25)	
(4.5.26)	(4.5.26)	
(4.5.27)	(4.5.27)	
(4.5.28)	(4.5.28)	
(4.5.29)	(4.5.29)	
(4.5.30)	(4.5.30)	
(4.5.31)	(4.5.31)	
(4.5.32)	(4.5.32)	
(4.5.33)	(4.5.33)	
(4.5.34)	(4.5.34)	
(4.5.35)	(4.5.35)	
(4.5.36)	(4.5.36)	
(4.5.37)	(4.5.37)	
(4.5.38)	(4.5.38)	
(4.5.39)	(4.5.39)	
(4.5.40)	(4.5.40)	
(4.5.41)	(4.5.41)	
(4.5.42)	(4.5.42)	
(4.5.43)	(4.5.43)	
(4.5.44)	(4.5.44)	
(4.5.45)	(4.5.45)	
(4.5.46)	(4.5.46)	
(4.5.47)	(4.5.47)	
(4.5.48)	(4.5.48)	
(4.5.49)	(4.5.49)	
(4.5.50)	(4.5.50)	
(4.5.51)	(4.5.51)	
(4.5.52)	(4.5.52)	
(4.5.53)	(4.5.53)	
(4.5.54)	(4.5.54)	
(4.5.55)	(4.5.55)	
(4.5.56)	(4.5.56)	
(4.5.57)	(4.5.57)	
(4.5.58)	(4.5.58)	
(4.5.59)	(4.5.59)	
(4.5.60)	(4.5.60)	
(4.5.61)	(4.5.61)	
(4.5.62)	(4.5.62)	
(4.5.63)	(4.5.63)	
(4.5.64)	(4.5.64)	
(4.5.65)	(4.5.65)	
(4.5.66)	(4.5.66)	
(4.5.67)	(4.5.67)	
(4.5.68)	(4.5.68)	
(4.5.69)	(4.5.69)	
(4.5.70)	(4.5.70)	
(4.5.71)	(4.5.71)	
(4.5.72)	(4	

・	・	工事名／Title 津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事	図面種別／Drawing 改修工事特記仕様書 2		Check	No. A-02	合資会社 重企建築事務所  Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 祐
・	・		縮尺／Scale 原 図：A2 日付／Date				
・	・		-				
・	・						

	工事名／Title	図面種別／Drawing	Check	No.	 合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事	改修工事特記仕様書 3		A-03	
		縮尺／Scale 原 図：A2 日付／Date			
		-			

(6.5.2)(3)(4)

「集成材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、見付け材面の品質・図示（図面番号：）
含水率・１５％以下・（）

(6.5.2)(4)(7)

造作用単板積層材
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・図示（図面番号：）	・（）	・（）

(6.5.2)(4)(4)

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、防虫処理・図示（図面番号：）
含水率・１４％以下・（）

(6.5.2)(5)

「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法・図示（図面番号：）

(6.5.2)(6)

・合板等

品名（品目）	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.3)(1)

接合具等
造作材化粧面の釘打ち・隠し釘打ち・（）

(6.5.3)(2)

諸金物
形状、寸法及び材質・図示（図面番号：）

(6.5.5)(1)

・防腐、防蟻処理
適用部位・図示（図面番号：）
保存処理性能区分（）
薬剤の塗布等の処理方法（）
附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤・適用する（）・薬剤の種類（）・適用部材（）
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（）

(6.5.5)(2)

・防虫処理
・図示（図面番号：）

⑤

軽量鉄骨天井下地

(6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)	形式及び寸法 ○屋外 ●耐震天井 ・ふところ≧1.5m	○図示（図面番号：A-11） ・図示（図面番号：） 改修標準仕様書(6.6.4)(8)・図示（図面番号：）
--------------------------------	--------------------------------------	---

(6.6.4)

既存埋込みインサート
・使用する・使用しない（※使用する場合は、確認試験を行う）
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
・行う（図示（図面番号：））
・確認試験の箇所数（箇所）
・確認強度（）
耐震性・耐風圧性を考慮した補強
○図示（図面番号：A-11）

6

軽量鉄骨壁下地
(6.7.3)
スタッド、ランナー等の種類
・図示（図面番号：）

7

ビニル床シート、
ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(6.8.2)
(6.8.2)(1)
(6.8.2)(2)

種類の記号	色柄	厚さ	備考
F S	無地	2.0mm	

・ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】

種類の記号	色柄	寸法	厚さ	備考
K T			2.0mm	

・帯電防止床シート又は床タイル

種類	性能	寸法	厚さ	備考

・視覚障害者用床タイル

種類	形状	備考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

・耐動荷重性床シート

種類	厚さ	備考

・防滑性床シート又は床タイル

種類	寸法	厚さ	備考

・ゴム床タイル

種類	色柄	寸法	厚さ	備考

(6.8.3)(1)

工法
下地・モルタル塗り・セルフレベリング材塗り・木下地・その他（）

(6.8.3)(2)(㊦)

ビニル床シート張り
熱溶接工法・適用する・適用しない
・織じゅうたん

種別	系の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度	色柄
・A種	・セ毛	・カットパイル	・人体帯電圧3KV以下	・（）	・無地
・B種	・紡糸	・ループパイル	・（）	・（）	・柄物
・C種	・（）	・カット、ループ併用	・（）		

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様）
・タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度
・カットパイル		・人体帯電圧3KV以下	・全面接着工法	・（）
・ループパイル		・（）	・グリッパ－工法	・（）
・カット、ループ併用		・（）		

・ニードルパンチカーペット

厚さ(mm)	帯電性	備考
	・人体帯電圧3KV以下	・（）

・タイルカーペット

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
	・カットパイル	・500×500	・6.5	・（）
	・ループパイル	・（）	・（）	・（）

(6.9.2)(5)

下敷き材・第２種第２号、厚さ8mm・（）
(6.9.2)(6)見切り、押え金物・適用する（材質、種類及び形状・図示（図面番号：））

(6.9.3)(3)

織じゅうたんの接合法
・ヒートボンド工法・（）

(6.9.3)(5)

タイルカーペットの敷き方

平場	市松敷き	模様流し	・（）
階段部分	・市松敷き	・模様流し	・（）

9

合成樹脂塗床
(6.10.3)(2)(a)
(表6.10.3)
(6.10.3)(2)(b)
(6.10.3)(3)
(表6.10.5)～
(表6.10.8)
弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程
・平滑仕上げ・防滑仕上げ・つや消し仕上げ
エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
・薄膜流しのべ仕上げ（・平滑・防滑）
・樹脂モルタル仕上げ（・平滑・防滑）
・薄膜型塗床仕上げ（・平滑）

10

フローリング張り
(6.11.4)
(表6.11.2)
・釘留め工法

材料	種別	樹種
・フローリングボード（根太張用）		・なら
・複合フローリング（根太張用）	・A種 ・B種 ・C種	・（）

防湿処理・図示（図面番号：）
・接着工法

材種	樹種	厚さ	大きさ
・フローリングボード（直張用）	・なら ・（）		
・フローリングブロック（直張用）			
・複合フローリング（直張用）			
・A種・B種・C種			

緩衝材・合成樹脂発泡シート・図示（図面番号：）

(6.11.6)(3)

塗装
・ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形、B種）
・オイルステイン塗りのうすワックス塗り
・生地のままワックス塗り
・（）
種別・A種・B種・C種・D種
・D種の畳床K Tー（・I・II・III・K・N）

11

畳敷き
(6.12.2)
(表6.12.1)

12

せっこうボード、その他ボード及び合板張り
(6.13.2)
(表6.13.1)

材種	種別	厚さ(mm)
・せっこうボード	壁	・9.5(準不燃) ・12.5(不燃)
	天井	・9.5(準不燃) ・12.5(不燃)

8
の
3

耐震改修工事

鉄筋工事

⑧
の
1

耐震改修工事共通事項

⑧
の
2

耐震改修工事撤去工事

8 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)
(7.9.2)～(7.9.5)
(表7.9.1)～
(表7.9.4)

⑨ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)
(7.10.2)
(表7.10.1)

10 合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)
(7.11.2)
(表7.11.1)

11 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)
(7.12.2)
(表7.12.1)

12 オイルステイン塗り (OS)
(7.13.2)
(表7.13.1)

13 木材保護塗料塗り (WP)
(7.14.2)
(表7.14.1)

種別

下地	種別
コンクリート、モルタル、 プaster、せつこうボード、 その他ボード面	・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ()
木部（屋内）	・ A種 ・ B種 ・ C種
鉄鋼面（屋内）	・ A種 ・ B種 ・ C種
垂鉛めつき銅面（屋内）	・ A種 ・ B種 ・ C種

種別

○ A種 ・ B種 ・ C種
しみ止め ()

種別

・ A種 ・ B種 ・ C種

種別

・ A種 ・ B種

塗料

()

種別

・ A種 ・ B種

⑧
の
1

耐震改修工事共通事項

⑧
の
2

耐震改修工事撤去工事

① (一般事項)
適用範囲

(8.1.1)
(8.1.2)

工事内容

- 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
- 鉄骨プレースの設置工事
- 柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
- 柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法）
- 柱補強工事（連続繊維補強工法）
- 耐震スリット新設工事
- 免震改修・制振改修工事 ○ 既設底補強工事

工事種別

- 鉄筋工事
- あと施工アンカー工事
- コンクリート工事
- 鉄骨工事
- グラウト工事
- 連続繊維補強工事
- スリット新設工事
- 免震改修・制振改修工事
- 土工事及び地業工事

② 既存部分の撤去等
(8.21.2)

撤去の範囲

- 図示（図面番号： A-11 ）
 - 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分
- 既存コンクリート撤去範囲に面する部分
- ()

既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置
本工事の範囲

- 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分
- 設備機器及び配管、壁類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。
- ()

撤去範囲 ・ 図示（図面番号： ）

③ 既存構造体の撤去
(8.21.2)
(8.22.2)
(8.23.2)
(8.24.4)

既存構造体の撤去
撤去範囲 ・ 図示（図面番号： ）
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置

既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断

鉄筋の切断	範囲	適用
・ 既存鉄筋は切断せず残す	・ 図示（図面番号： ） ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし	
・ コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・ 図示（図面番号： ） ・ 全ての撤去部分 ・ () ・ 適用なし	
・ コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・ 切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ・ ()	

はつりだした鉄筋の処置

- 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。
- ()

はつりだした鉄骨の処置

- 発泡スチロール等で養生する。
- ()

(既存部分の処理)

④ 既存構造体コンクリート面の目荒らし
(8.21.3)
(8.22.3)
(8.23.3)

既存構造体コンクリート面の目荒らし程度

- 平均深さ2～5mmで最大深さ5～7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15～30％程度の面積となるように施す。
- 図示（図面番号： ）

⑧
の
4

耐震改修工事コンクリート工事

⑧
の
3

鉄筋工事

1 鉄筋
(8.2.1)
(表8.2.1)

材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による

種別	径(mm)
・ SD295A	
・ SD345	
・ SD390	
・ ()	

2 溶接金網
(8.2.2)

網目の形状、寸法及び鉄線の径

網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)

90°未満の折曲げの内法直径 ・ 図示（図面番号： ）

3 加工
(8.3.2)

4 鉄筋の継手及び定着
(8.3.4)

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ

- 改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による
- 図示（図面番号： ）

継手位置

- 各部配筋参考図による
- 図示（図面番号： ）

先組み工法等

- 柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける

鉄筋の定着長さ

- 改修標準仕様書(表8.3.4)による
- (表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示（図面番号： ）
- 図示（図面番号： ）

常筋組立の形、継手及び定着

- 図示（図面番号： ）

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ・ () mm

5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
(8.3.5)
(表8.3.6)

鉄筋のかぶり厚さ ・ () mm

6 各部配筋
(8.3.7)

・ 図示（図面番号： ）

7 ガス圧接
(8.3.8)

圧接完了後の試験
超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない

(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨プレースの設置工事等)

割裂補強筋の適用

種類	材料	材種	径	本数・ピッチ	適用箇所
・ スパイラル筋	・ 鉄筋コンクリート用棒鋼	・ R235 ・ ()	・ 6Φ ・ 9Φ ・ ()	スパイラルの径(mm) () スパイラルのピッチ(mm) ()	・ 図示（図面番号： ）
・ はしご筋	・ 鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋)	・ 295A ・ ()	・ 10 ・ ()	壁内方向筋 () 壁面外方向筋 ()	

8 割裂補強筋
(8.21.6)
(8.22.7)

・ 機械式継手種類 () 適用箇所 ()
性能 () 鉄筋相互のあき () mm
施工完了後の継手部の試験 ()
不合格となった継手部への措置等 ()

9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手
(8.4.2)
(8.4.3)

・ 溶接継手工法 () 適用箇所 ()
性能 () 鉄筋相互のあき () mm
溶接完了後の溶接部の試験 ()
不合格となった溶接部への措置等 ()

⑧
の
4

耐震改修工事コンクリート工事

⑧
の
3

鉄筋工事

① (コンクリート工事一般事項)

1 コンクリートの種類及び強度
(8.1.3)
(8.1.4)
(8.9.1)
(8.9.2)
(表8.9.1)

コンクリートの類別

- I類 ・ II類

普通コンクリートの設計基準強度
(8.1.3)
(8.1.4)

設計基準強度F _c [N/mm ²]	適用範囲	気乾単位容積質量	スランプ
・ 24		・ 2.3t/m ³ 程度	
・ ()			

軽量コンクリートの設計基準強度
(8.1.3)
(8.1.4)

設計基準強度F _c [N/mm ²]	種類	適用箇所	気乾単位容積質量	スランプ
・ 36	・ 1種 ・ 2種			
・ ()				

合板せき板を用いる場合の打放し仕上りの種別

- A種 ・ B種 ・ C種

コンクリートの仕上りの平たんさ

- a種 ・ b種 ・ c種

セメントの種類

- 普通ポルトランドセメント
- 高炉セメントA種
- シリカセメントA種
- フライアッシュセメントA種
- ()
- 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種

適用箇所 ()

2 構造体コンクリートの仕上り
(8.1.4)
(表8.1.4)
(表8.1.5)

コンクリートの仕上りの平たんさ

- a種 ・ b種 ・ c種

(コンクリート)

③ コンクリートの材料
(8.2.5)
(表8.2.3)

セメントの種類

- 普通ポルトランドセメント
- 高炉セメントA種
- シリカセメントA種
- フライアッシュセメントA種
- ()
- 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種

適用箇所 ()

⑧
の
4

耐震改修工事コンクリート工事

⑧
の
3

鉄筋工事

4 混和材料
(8.2.5)

骨材アルカリシリカ反応性による区分

- A.L（コンクリート中のアルカリ総量を規制）
- A（安全と認められる骨材を使用）

なお、A.Lで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回／6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。

- 特殊な骨材の使用
- フェロニッケルスラグ細骨材
- 銅スラグ細骨材
- 電気炉酸化スラグ骨材
- 再生骨材H（普通エコセメントを使用するコンクリートに限る）

・	・	工事名／Title 津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事	図面種別／Drawing 改修工事特記仕様書 5		Check	No. A-05	 合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
・	・		縮尺／Scale 原 図：A2 日付／Date				
・	・		-				
・	・						

⑧
の
5

耐震改修工事

あと施工アンカー工事

（あと施工アンカー）

①あと施工アンカーの材料
(8. 2. 4)
(表8. 2. 2)

②あと施工アンカーの施工
(8. 12. 4)
(8. 12. 6)
(8. 12. 7)

（場所打ちコンクリート壁の増設工事）

3シアコネクタ－

種類
・金属系 セットの方式 ・本体打込み式（ ・改良型 ・従来型）
径及び埋込み長さ ・図示（図面番号： ）
引張耐力 ・図示（図面番号： ）
せん断耐力 ・図示（図面番号： ）
接合筋の種類・径・長さ ・図示（図面番号： ）

○接着系 アンカーの種類 ○カプセル型回転・打撃式 ・（ ）
接着剤の品質 ○有機系 ・無機系
径及び埋込み長さ ○図示（図面番号： A-14 ）
引張耐力 ・図示（図面番号： ）
せん断耐力 ・図示（図面番号： ）
アンカー筋の種類 ○図示（図面番号： A-14 ）
アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・図示（図面番号： A-14 ）
あと施工アンカーの性能確認試験 ・行う ・行わない

穿孔
埋込み配管等の探索の方法
○鉄筋探知機（金属探知機）により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。
・はつり出しによる。
・（ ）

あと施工アンカーの施工確認試験 ○実施する ・実施しない
試験方法 ○引張試験機による引張試験 ・（ ）
1 ロットの単位 ○1 日に施工されたものの径及び仕様ごと ・（ ）
試験の箇所数 ○1 ロットに対し3 本（無作為） ・（ ）
確認強度 ○（ D19:43. 1×2/3=28. 7kN以上 ）

場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ
種類 ・金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー
・接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー
径[mm] ・D10
長さ[mm] ・増打壁厚－40 ・（ ）
彫込み深さ[mm] ・5 d（d: シアコネクタの径）以上 ・（ ）
間隔[mm] ・500×500

シアコネクタとセパレーターの兼用 ・兼用してもよい ・兼用しない ・（ ）

⑧
の
6

耐震改修工事

鉄骨工事

①鉄骨製作工場
(8. 1. 5)

②鉄骨製作工場における
施工管理技術者
(8. 1. 6)

③鋼材
(8. 2. 8)

④高力ボルト
(8. 2. 9)
(8. 14. 2)
(8. 14. 7)

⑤溶接材料
(8. 2. 10)

⑥仮組
(8. 13. 10)

⑦溶接作業を行う
技能資格者
(8. 15. 3)

⑧溶接の準備
(8. 15. 4)

⑨溶接施工
(8. 15. 7)

⑩溶接部の試験
(8. 15. 12)

㈱日本鉄骨評価センター又は㈱全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・J ○R ・M ・H ・S

施工管理技術者（鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等）の配置
・しない ○する

種類・形状及び寸法 ○図示（図面番号： A-14 ）

高力ボルトの適用
○トルシヤ形高力ボルト2 種（S10T）
・JIS形高力ボルト2 種（F10T）
・溶融亜鉛めっき高力ボルト1種（F&T相当）

ねじの呼び
○図示（図面番号： A-14 ）

すべり試験
・行う（試験方法等 図示：図面番号 ）

JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5 倍を超える場合の回転量
・（ ）
・改修標準仕様書(8. 2. 10) (1) (2) 以外の溶接材料
材料及び使用箇所 ○図示（図面番号： A-14 ）

仮組の実施
・実施する（ ） ○実施しない
溶接作業における技能資格者の技量付加試験
・実施する（ ） ○実施しない

開先の形状

鋼製エンドタブの切断
切断面の仕上げ

鋼製エンドタブに代わるその他の工法
鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ（セラミックタブ又はフラックスタブ）を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方とも満足することを条件とし、監督員の承諾を受けること。
1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場での製作であること。
2. 製作工場がJ、R、Mグレードの場合は、溶接技能者がNPO法人日本エンドタブ協会による図形タブに係るエンドタブ施工講習修了者（溶接技能者・A級以上）又はAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者 とすること。また、製作工場がH、Sグレードの場合は、溶接技能者がAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者 とすること。

板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部
・低応力高サイクル疲労を受ける部位 図示（図面番号： ）

スクラップの形状 ・図示（図面番号： ）
溶接部の外観試験 ・試験方法（ ） ・確認方法（ ）

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
工場溶接の場合
・全数試験とする
○公共建築工事標準仕様書（平成31年版）(7. 6. 12) (イ)による。
平均出検品質限界（AQL） ○4. 0% ・2. 5% ・（ ）
検査水準 ○第6水準 ・（ ）
ロットの構成（ ）

工事現場溶接の場合
・全数試験とする
・公共建築工事標準仕様書（平成31年版）(7. 6. 12) (イ)による。
平均出検品質限界（AQL） ・4. 0% ・（ ）

①鉄骨の錆止め塗装
(8. 17. 2)
(8. 17. 4)

12耐火被覆材の種類及び性能
(8. 18. 2)
(8. 18. 3)

13ブレース設置
工事後の仕上
げ
(8. 22. 9)

14スタッド
(8. 2. 11)

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）
・改修標準仕様書(7. 3. 2) (表7. 3. 1) （ ）種
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・図示（図面番号： ）
・改修標準仕様書(7. 3. 2) (表7. 3. 1) （ ）種
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・図示（図面番号： ）

部位	種類	材料・工法	耐火性能

・図示（図面番号： ）

スタッドの種類 ・（ ）

(グラウト工事)
①モルタル及びグラウト材
(8. 2. 6)
(8. 2. 12)
(表8. 2. 5)
(表8. 2. 10)

構造体用モルタル
・改修標準仕様書(8. 2. 6) 及び(8. 2. 12)による。

無収縮モルタル
○改修標準仕様書(8. 2. 12) (1)による
・（ ）

グラウト材
・改修標準仕様書(8. 2. 12) (1)による。

増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法

部位	処理方法	備考
・増設壁の上部	・グラウト材を注入 ・（ ）	・寸法は図示による
・（ ）	・（ ）	・（ ）

2 既存構造体との
取合部の処理方法
(8. 21. 9)
(8. 22. 7)

連続繊維による補強、補修工法
・（財）日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。
・（ ）

連続繊維の材料
・（ ）
工法
・（ ）
引張強度（含浸硬化後）
・（ ）
ヤング係数（含浸硬化後）
・（ ）
仕上げモルタルの除去
・既存構造体面まで除去する
・モルタル除去は行わない
・（ ）

既存モルタルの圧縮強度測定
・行う（ ）
・行わない

ひび割れ部の改修工法
・樹脂注入工法
・Uカットシーل材充填工法
・シール工法

柱頭柱脚の隙間寸法
・図示（図面番号： ）

鋼板巻き工法及び
び帯板巻き付け
工法
(8. 23. 6)

耐震補強後の仕
上げ
(8. 23. 7)
(8. 24. 5)
・図示（図面番号： ）

炭素繊維の目付量
・図示（図面番号： ）
・200g/m2
・300g/m2
・（ ）

炭素繊維シートの巻き数
・図示（図面番号： ）
・1 巻き
・2 巻き
・（ ）

引張強度試験
・実施する（JIS A1191に準拠する）
試験数量（ ）
・実施しない

8
の
9

耐震補強工事

スリット新設工事

免震改修工事

制振改修工事

（耐震スリット新設工事）

↑スリットの種類
(8. 25. 1)
(8. 25. 2)

2スリットの施工
(8. 26. 1)～
(8. 27. 9)

付着強度試験
・実施する（JIS A6909に準拠する）
試験数量（ ）
・実施しない
耐震スリットの種類及び形状
完全スリットの形状

	一般型	一面せん断型	
記号			
形状	・図示（図面番号： ）	・図示（図面番号： ）	
幅W（mm）	・図示（図面番号： ）	・図示（図面番号： ）	
	・（ ）	・（ ）	
既存鉄筋の処理	・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい ・（ ）	・切断してよい ・（ ）	

部分スリットの形状

	片側スリット	両面スリット	
記号			
形状	・図示（図面番号： ）	・図示（図面番号： ）	
幅W（mm）	・図示（図面番号： ）	・図示（図面番号： ）	
	・（ ）	・（ ）	
目地部の残存厚さ	・壁厚の1/2以下かつ70mm以下	・壁厚の1/2以下かつ70mm以下	
ts（mm）	・（ ）	・（ ）	
既存鉄筋の処理	・存置する ・既存鉄筋はつり出し ・切断してよい ・（ ）	・存置する ・切断してよい ・（ ）	

スリット部の配管等の調査
範囲 ・スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。
・図示（図面番号： ）
・（ ）
方法 ・鉄筋探査機（金属探知器）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。

スリットの逃げ位置
壁上端部 ・梁との接合部 ・（ ）
壁の柱きわ部 ・柱の仕上げを逃げたきわ部 ・（ ）
壁下端部 ・床仕上げ上部 ・床体上部 ・（ ）

撤去部の補修
・図示（図面番号： ）

充填材
・耐火材 使用箇所（ ） 仕様（ ）
・遮音材 使用箇所（ ） 仕様（ ）

免震改修、制振改修に関する仕様は、図示する。

1 土工事
(8. 28. 2)
(8. 28. 3)
2 地業工事
(8. 28. 4)

既存杭の撤去
・図示（図面番号： ）
埋戻し及び盛土の材料及び工法
・A種 ・B種 ・C種 ・D種
建設発生土の処理
・自由処分
・処分地指定 処分地（ ）
・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km

山留めの撤去
・撤去（鋼矢板等の抜き跡の処理 ・直ちに砂で充填する ・（ ））
・存置

杭の施工監理
杭工事特記仕様書による。
適用基準
本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。
国土交通省告示第468号 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」（平成28年3月4日）
施工記録
受注者は、杭の施工期間中は、1 週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。
なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。

根拠資料
共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料（施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等）は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。
保管期間は契約書第3 1 条第4 項又は第5 項（第3 8 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1 0 年とする。
また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。

試験杭及び試験掘
・試験杭 位置、本数及び寸法は図示（図面番号： ）による。
・試験掘 位置、本数及び寸法は図示（図面番号： ）による。

杭の支持層
支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ ・図示（図面番号： ） ・（ ）

水平方向の位置ずれの精度
・（ ）mm以下

杭の載荷試験
試験方法 ・鉛直載荷 ・水平載荷 ・（ ）
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置 ・図示（図面番号： ） 載荷荷重 （ kN）
報告書 ・提出部数 2部

9環境配慮改修工事

1石綿含有建材の除去工事(9.1.1)

施工調査

石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告する。

調査範囲

図示(図面番号:)・()

貸与資料

()

分析による石綿含有建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法

JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)による

JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)による

JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)による

JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)による

材料名	定性分析	定量分析
	・箇所数()	・箇所数()
	・箇所数()	・箇所数()
	・箇所数()	・箇所数()
	・箇所数()	・箇所数()

サンプル数

1箇所あたり3サンプル

採取箇所

図示(図面番号:)・()

石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計点
・	測定2		調査対象室外部の付近	計点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計点
・	測定4		負圧・除じん装置の排出吹出し口 以下の位置	計点
・	測定5		処理作業室外(敷地境界)	計点
・	測定6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計点
・	測定7	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	計点
・	測定8		調査対象室外部の付近	計点

測定方法

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・1・()	・5・()	・10・()
試料の吸引時間(min)	・5・()	・120・()	・240・()

(9.1.3)

石綿含有吹付け材の除去

除去対象範囲

図示(図面番号:)

除去工法

改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による・()

除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止

湿潤化
固形化

除去した石綿含有吹付け材等の処分

・埋立処分(管理型最終処分場)・中間処理(溶融又は無害化による)

(9.1.4)

石綿含有保温材等の除去

除去対象範囲

図示(図面番号:)

除去方法

改修標準仕様書9.1.4(1)による・()

除去した石綿含有保温材等の処分

・埋立処分(管理型最終処分場)・中間処理(溶融又は無害化による)

(9.1.5)

石綿含有成形板の除去

除去対象範囲

図示(図面番号:)

石綿含有せつこうボードの処分

・埋立処分(管理型最終処分場)

石綿含有せつこうボードを除く石綿含有成形板の処分

・埋立処分(安定型最終処分場)・中間処理(溶融又は無害化による)

石綿含有仕上塗材の除去

除去対象範囲

図示(図面番号:)

除去した石綿含有仕上塗材等の処分

・埋立処分(管理型最終処分場)・中間処理(溶融又は無害化による)

※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付環水大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に基づき適切に処理すること。

2断熱アスファルト防水改修工事(9.2.1)～(9.2.3)

改修特記仕様書3章による

3外断熱改修工事(9.3.2)

断熱材

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・ロックウール断熱材	
・グラスウール断熱材	
・()	

施工箇所

図示(図面番号:)・()

外装材

種類	防火性能	備考
・		

(9.3.3)

既存外壁の措置

既存外壁仕上げ材の撤去

・あり・なし

下地面の滑掃

・行う・行わない

欠損部の改修工法

・充填工法・モルタル塗替え工法・()

(9.3.4)

工法

通気層の有無

・あり(mm)・なし

断熱材の施工

断熱材製造所の仕様による・()

外装材の施工

外装材製造所の仕様による・()

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

・適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法)

・適用しない

不陸等の下地調整

・行う

4断熱・防露改修工事(9.5.2)

断熱材打込み工法

種類	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	
・フェノールフォーム断熱材	
・()	

施工箇所

図示(図面番号:)・()

(9.5.3)

断熱材現場発泡工法

断熱材の種類

・A種1・A種1H・()

厚さ(mm)

・25・30・()

施工箇所

図示(図面番号:)

現場発泡断熱材(品質・性能)

工事建築材料等品質性能表による(試験方法)

工事建築材料等品質性能表による

(9.5.4)

断熱材後張り工法

種類	せつこうボード等の張り付け	厚さ[mm]
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・有・無	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・有・無	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・有・無	
・フェノールフォーム断熱材	・有・無	
・()	・有・無	

施工箇所

図示(図面番号:)・()

5屋上緑化改修工事(9.6.1)(9.6.2)(9.6.3)

植栽基盤及び材料

屋上緑化軽量システム

・適用する・適用しない

芝及び地被類の樹種並びに種類等

図示(図面番号:)・()

見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等

図示(図面番号:)・()

工法

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

・適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)

・適用しない

かん水装置

・設置する(種類・)

既存保護層の撤去

・行う・行わない

6透水性アスファルト舗装改修工事(9.7.2)～(9.7.7)(9.7.9)

既存舗装の撤去及び再利用

図示(図面番号:)・()

路床

路床の材料

種別	材料	厚さ[mm]
・盛土	・A種・B種・C種・D種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示(図面番号:) ・()
・凍上抑制層	・再生クラッシャーラン・クラッシャーラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・()	・図示(図面番号:) ・()
・フィルター層	・砂 ・()	・図示(図面番号:) ・()

路床安定処理

・添加材料による安定処理

種類

普通ポルトランドセメント・フライアッシュセメントB種

生石灰(・特号・1号)・消石灰(・特号・1号)

添加量(kg/m2)(目標CBR・5以上・)

ジオテキスタイル

単位面積質量

60g/m2以上・()

厚さ[mm]

0.5～1.0・()

引張強さ

98N/5cm(10kgf/5cm)以上・()

透水係数

1.5×10⁻² -1cm/sec 以上・()

試験

路床土の支持力比(CBR)試験

・行う・行わない

路床締固め度の試験

・行う・行わない

現場CB試験

・行う・行わない

路盤

路盤の構成及び厚さ

図示(図面番号:)・()

路盤材料

再生材のクラッシャーラン
クラッシャーラン鉄鋼スラグ
図示(図面番号:)
・()

試験

路盤締固め度の試験

・行う・行わない

舗装

材料	厚さ[mm]
・ストレートアスファルト 改質アスファルト (・I型・II型・()型)	・図示(図面番号:) ・()

試験

開粒度アスファルト混合物等の抽出試験

・行う・行わない

舗装の平たん性

・著しい不陸がないもの・()

・

・

・

・

工事名／Title

図面種別／Drawing

Check

No.

縮尺／Scale

原図：A2

日付／Date

・

津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事

改修工事特記仕様書 7

A-07

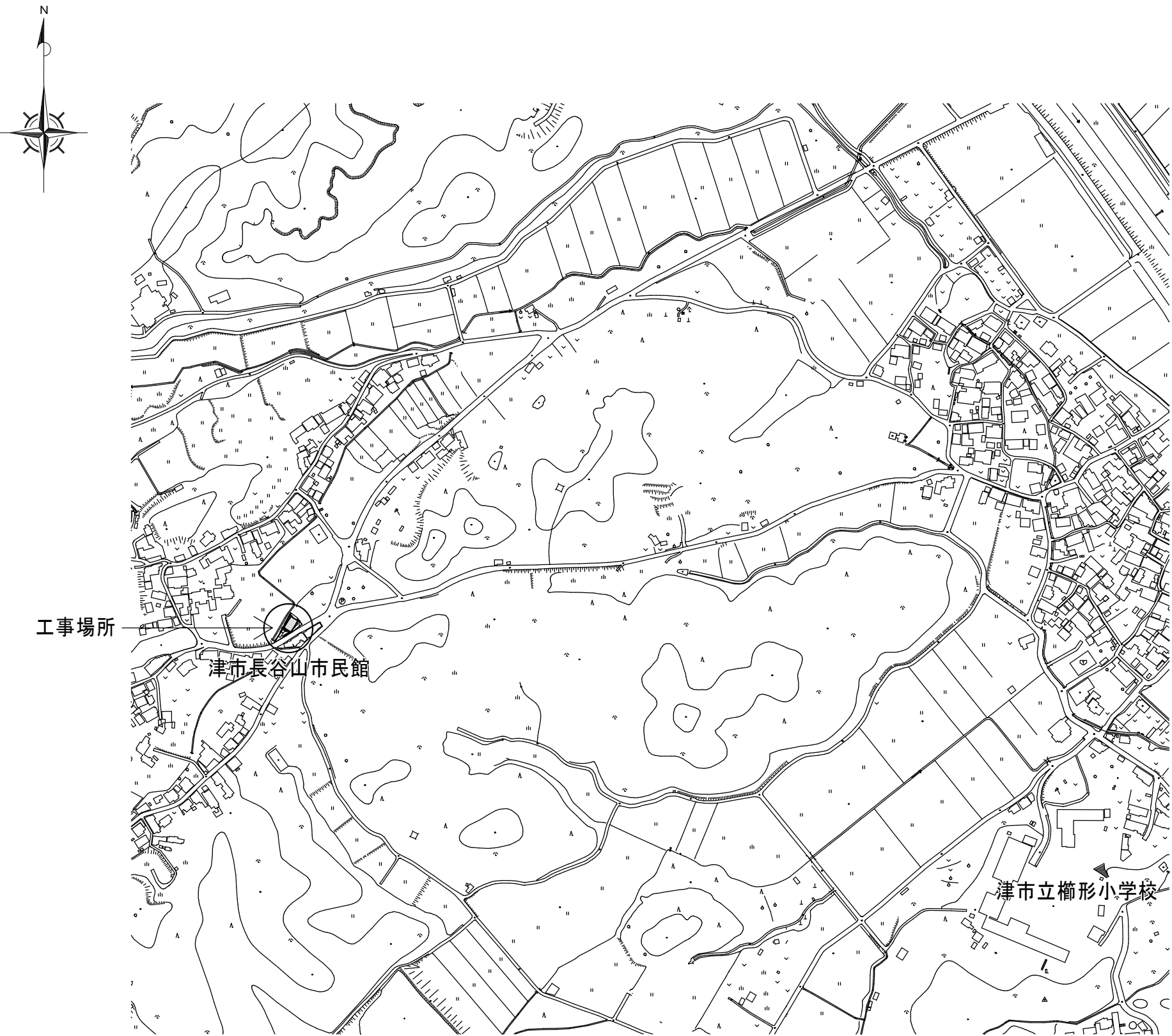
合資会社 重企建築事務所

Jyuki Architectural Design Office

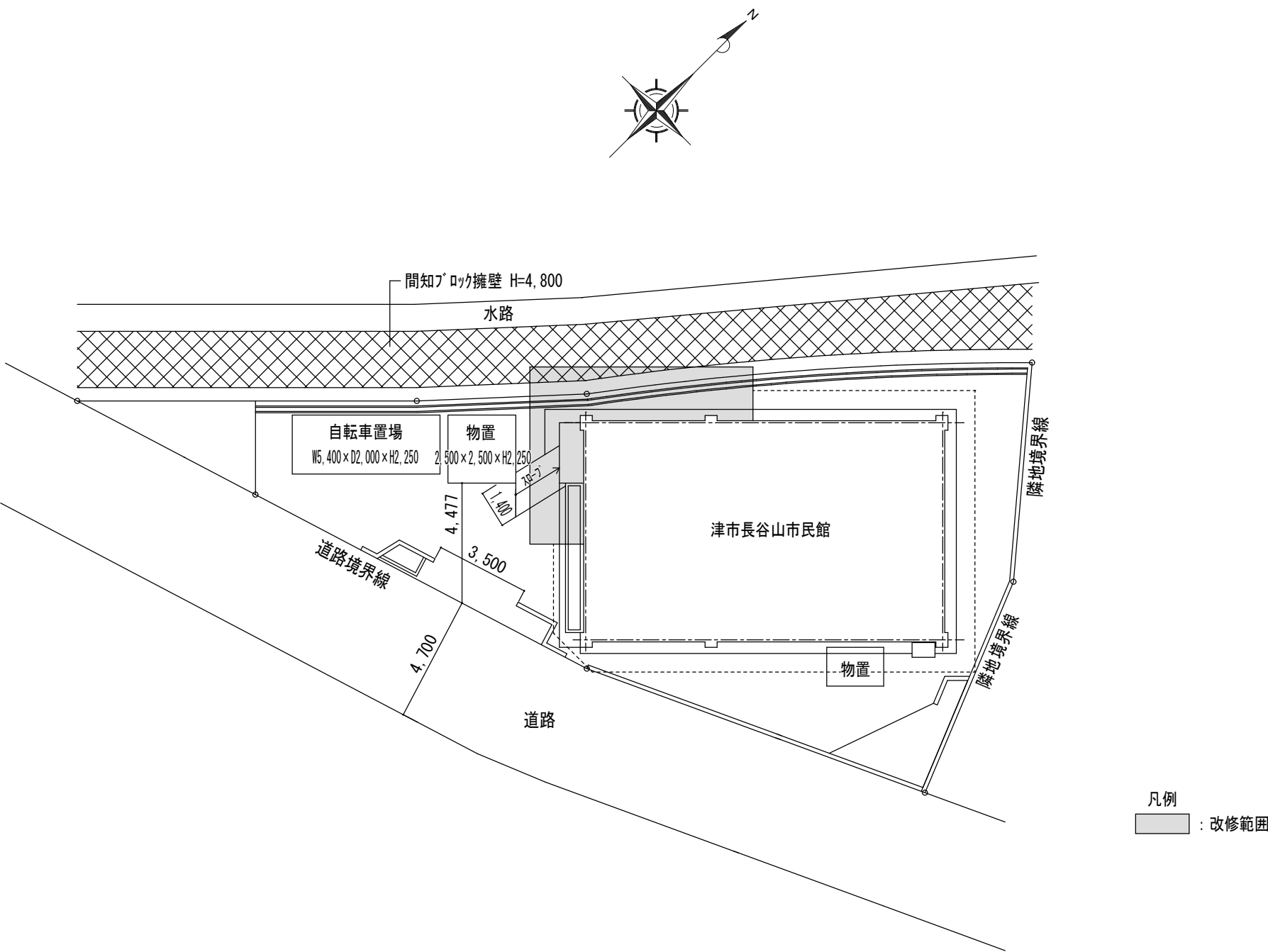
一級建築士事務所 三重県知事登録第1ー300号

一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治

附近見取図



配置図 S=1/200



.	.
.	.
.	.
.	.

工事名／Title

津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事

図面種別／Drawing		
附近見取図、配置図		
縮尺／Scale	原 図：A2	日付／Date
S=1/200		

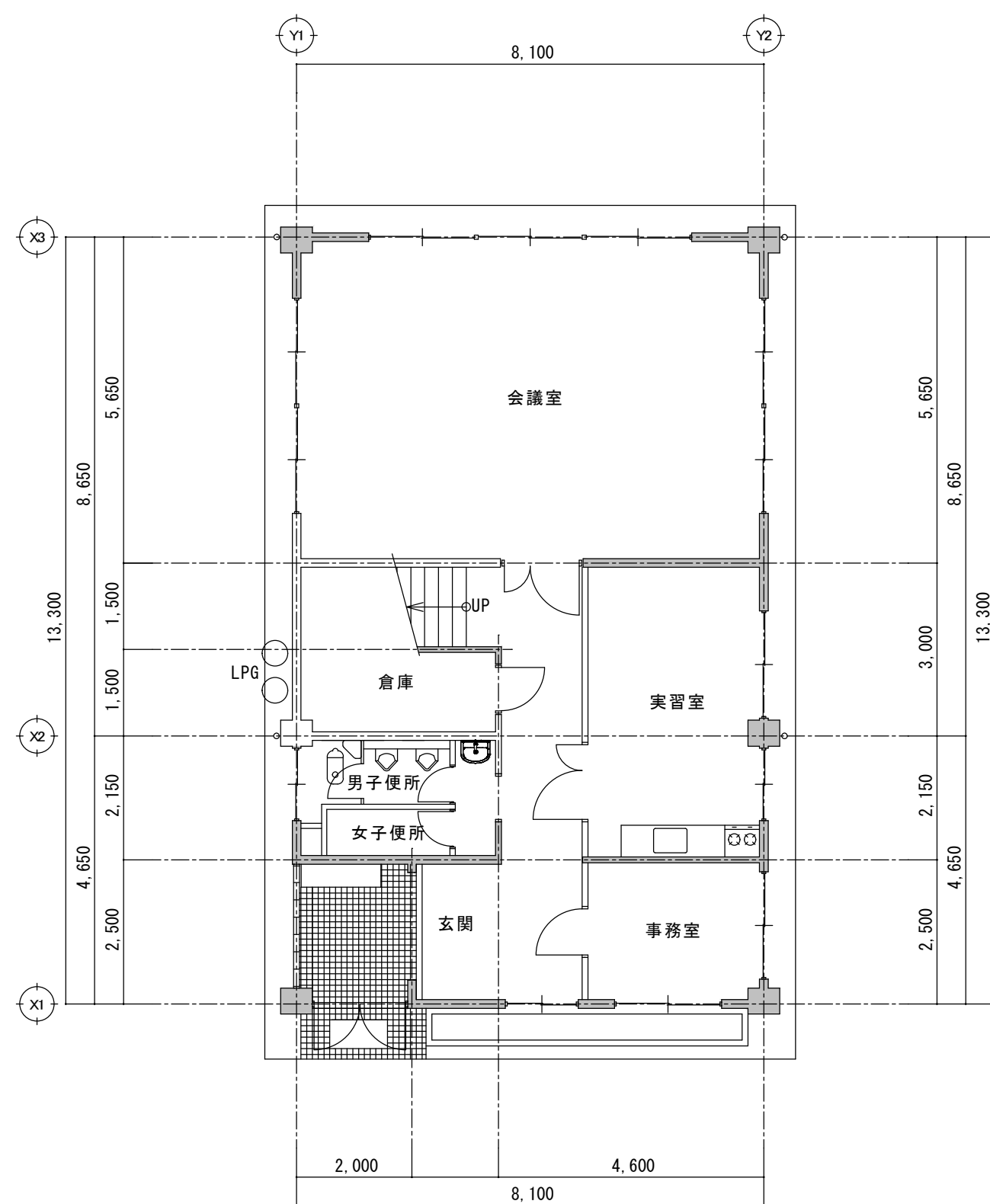
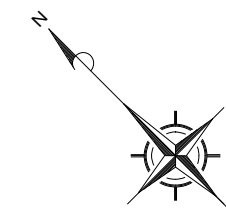
Check

No.
A-08

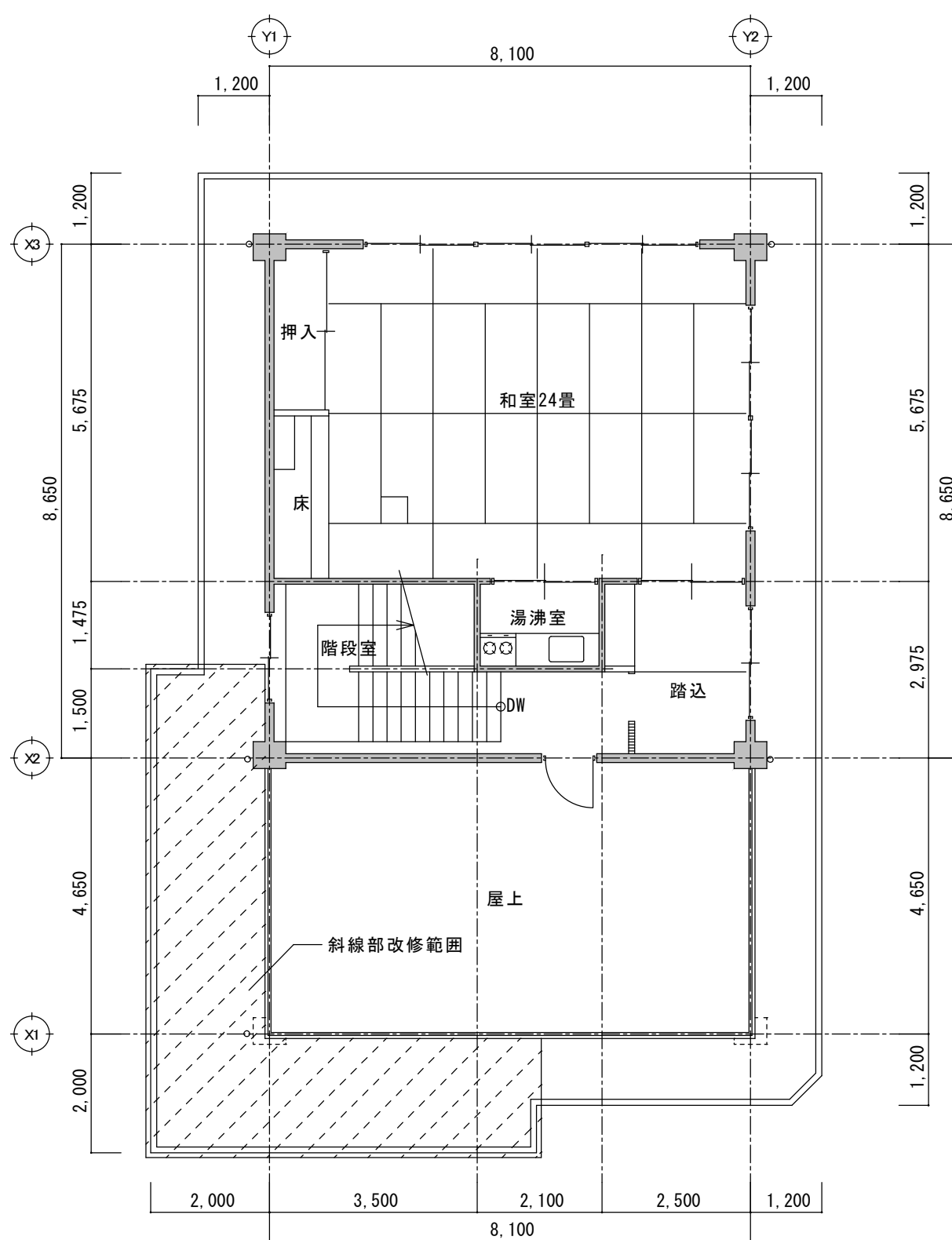
合資会社 重企建築事務所



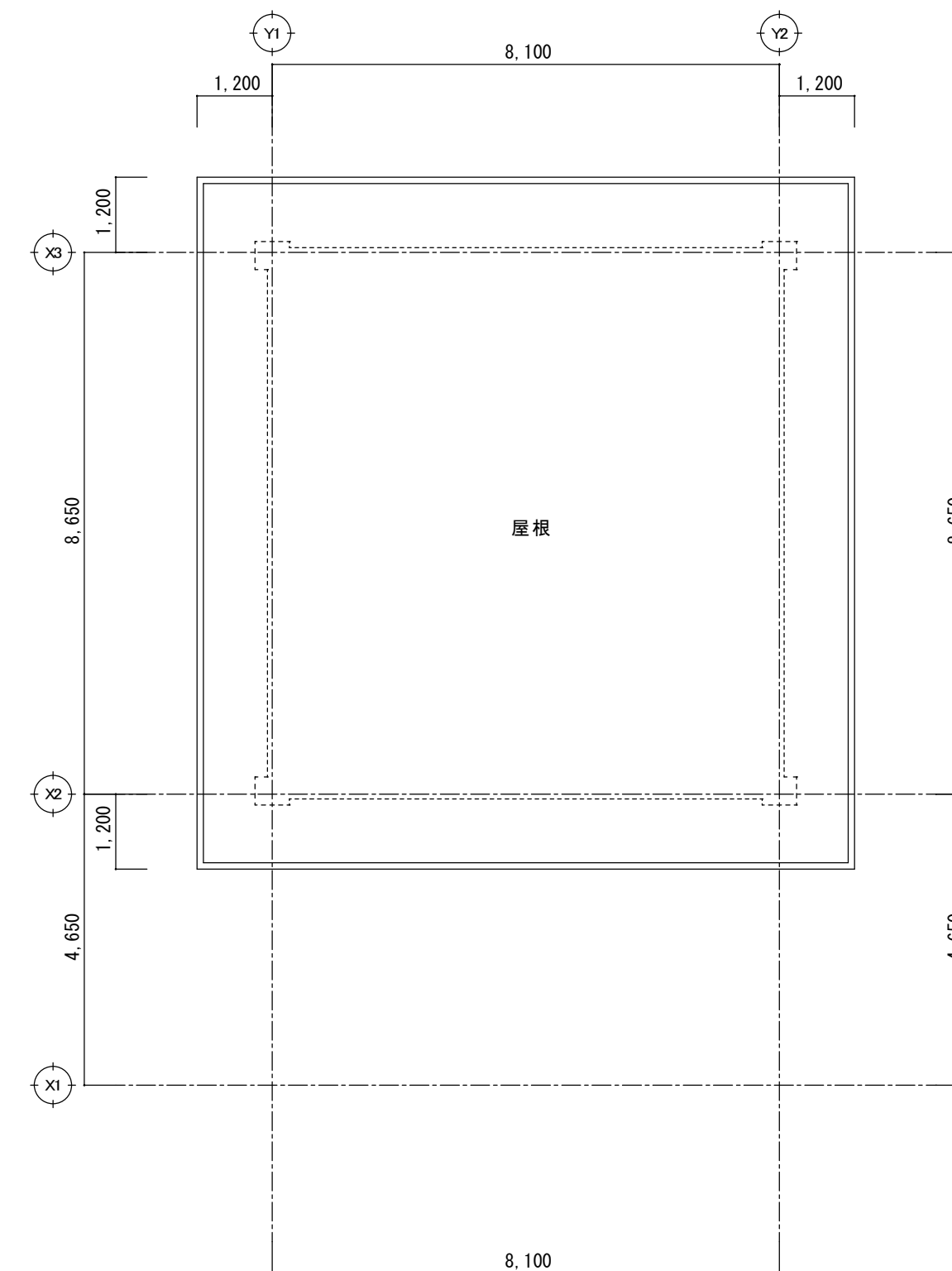
Jyuki Architectural Design Office
一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号
一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治



1階平面図 1/100



2階平面図 1/100

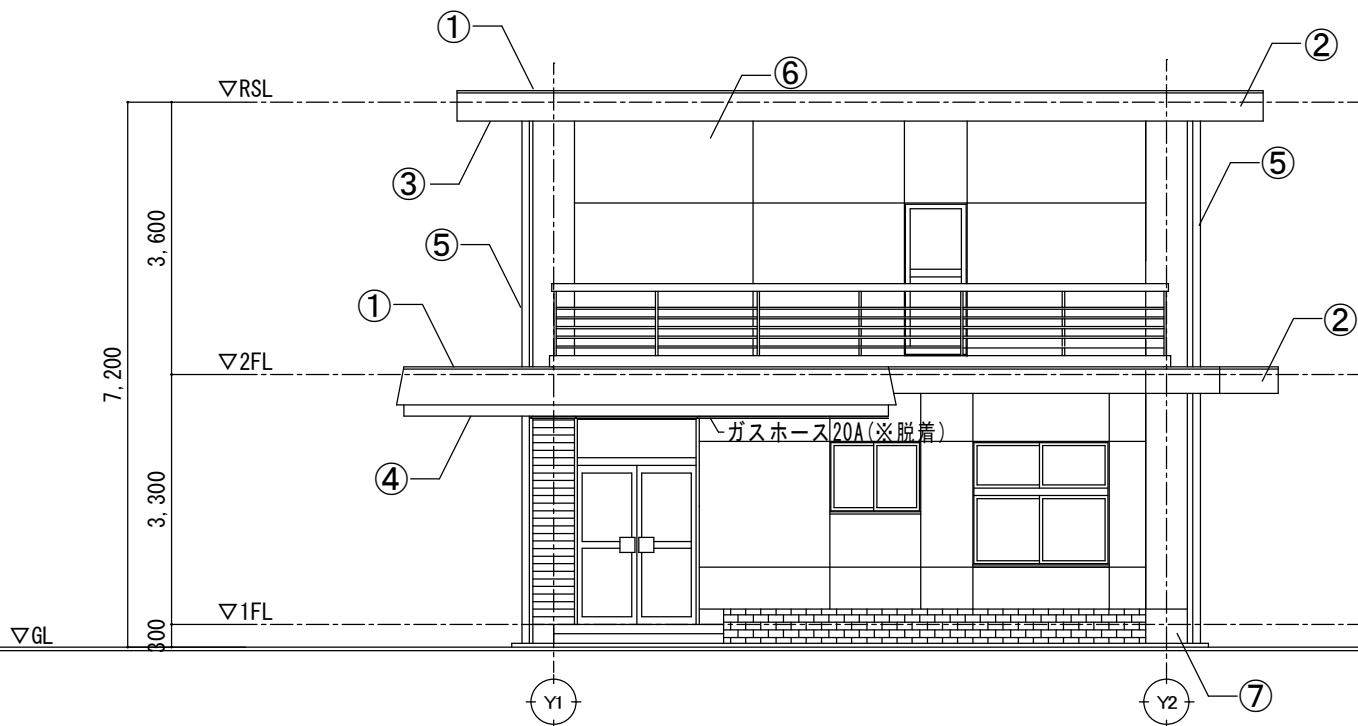


屋根伏図 1/100

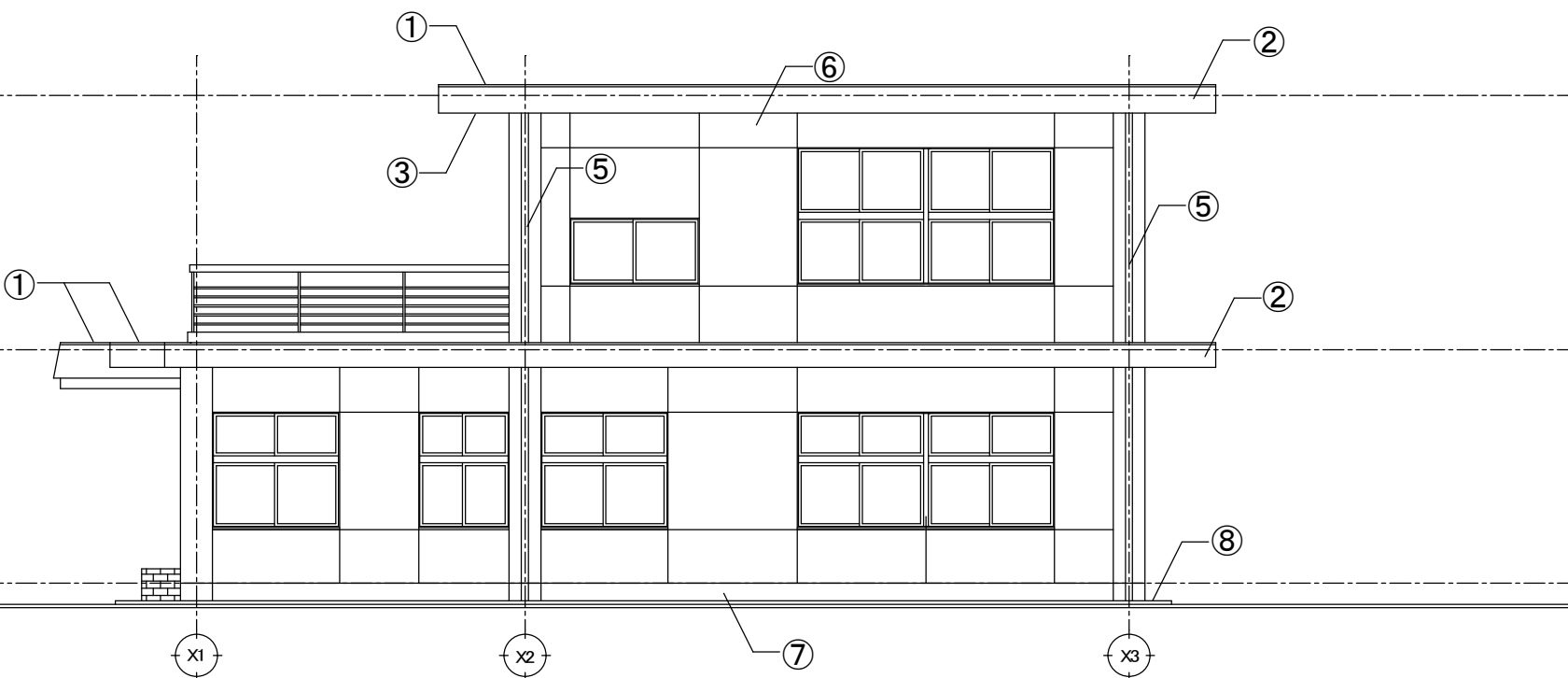
	工事名／Title	図面種別／Drawing		Check	No.	合資会社 重企建築事務所  Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1－300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事	平面図				
	縮尺／Scale	原 図：A2	日付／Date			
	S=1/100					
A-09						

□ 外部仕上表

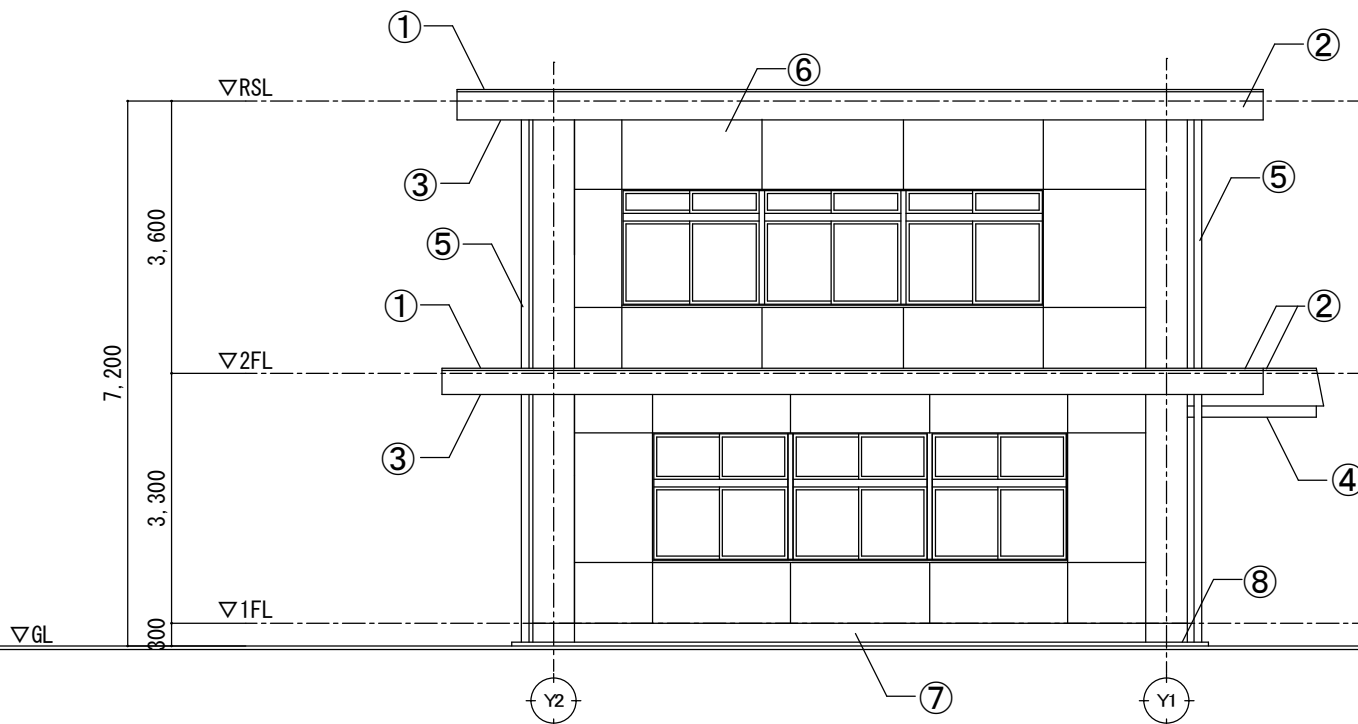
①	屋根	防水モルタル金コテ下地塗膜防水（既存のまま）
②	パラペット	モルタル刷毛引き砂壁状吹付け材（既存のまま）
③	軒天	コンクリート打放し砂壁状吹付け（既存のまま）
④	玄関庇軒天	木製下地、スパンドレル鋼板（撤去）→ 軽量鉄骨天井下地、ケイカル板 t=6.0 EP塗装（新設）
⑤	縦樋	硬質塩ビ製100φ（既存のまま）
⑥	外壁	コンクリート打放し砂壁状吹付け 玄関廻り:磁器小ロタイル貼（既存のまま）
⑦	巾木	モルタル金コテ押え（既存のまま）
⑧	犬走	モルタル金コテ押え（既存のまま）



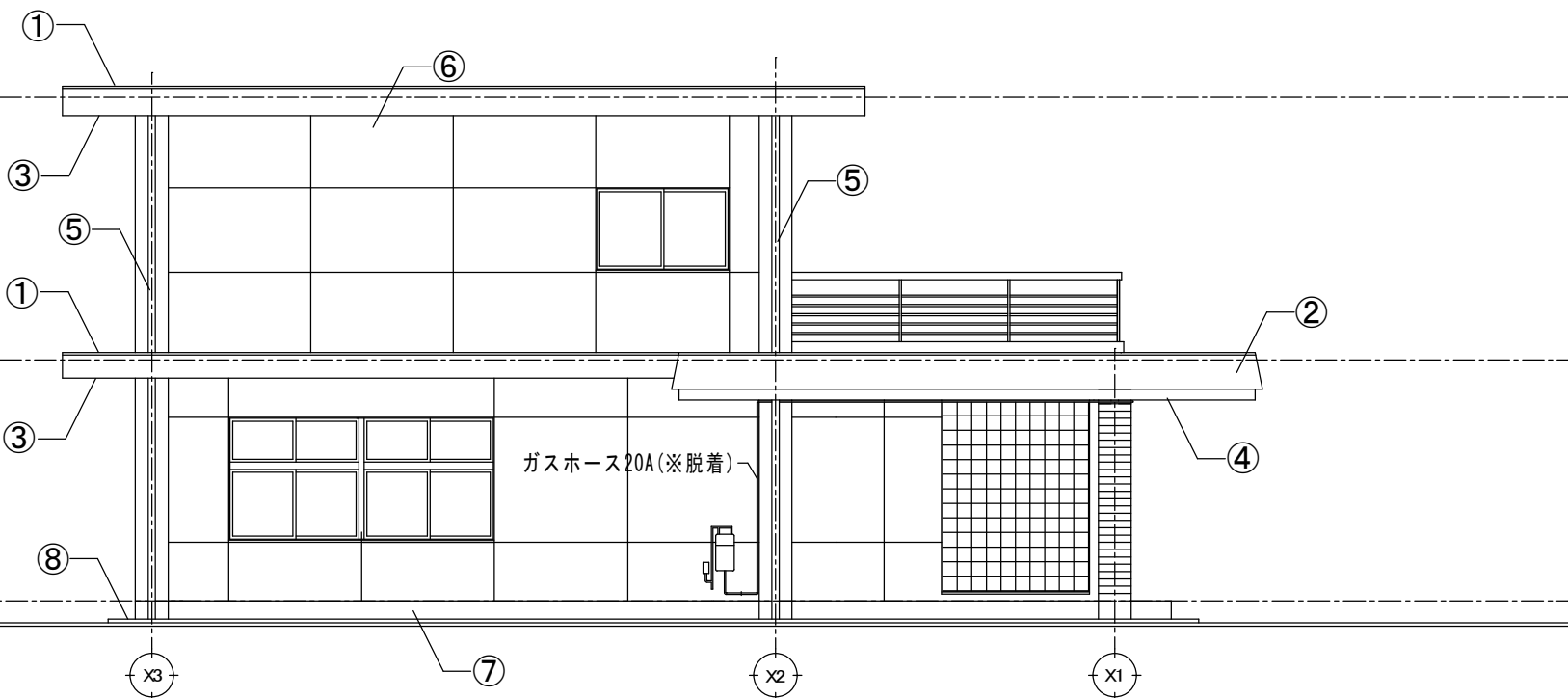
南立面図 1/100



東立面図 1/100



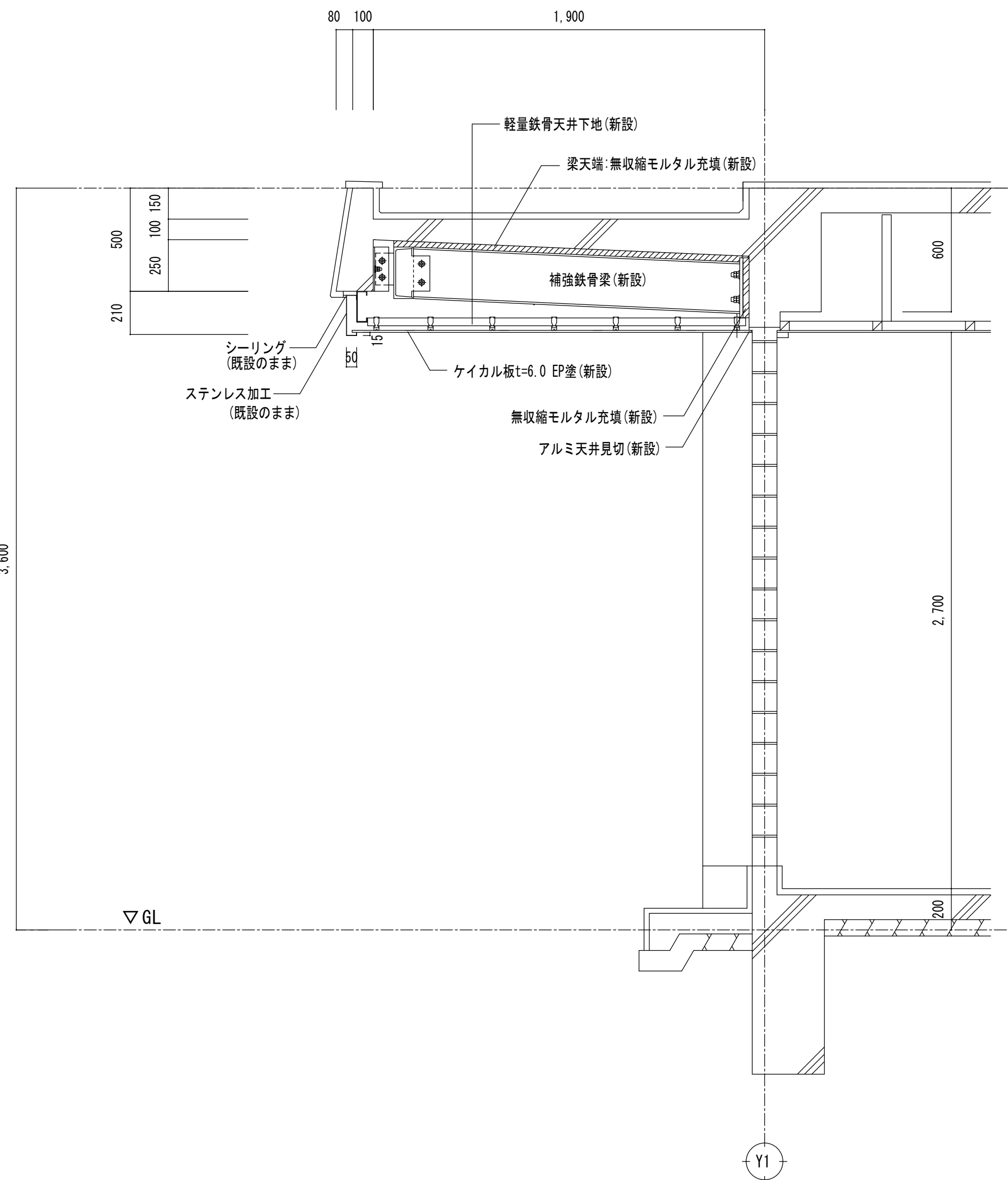
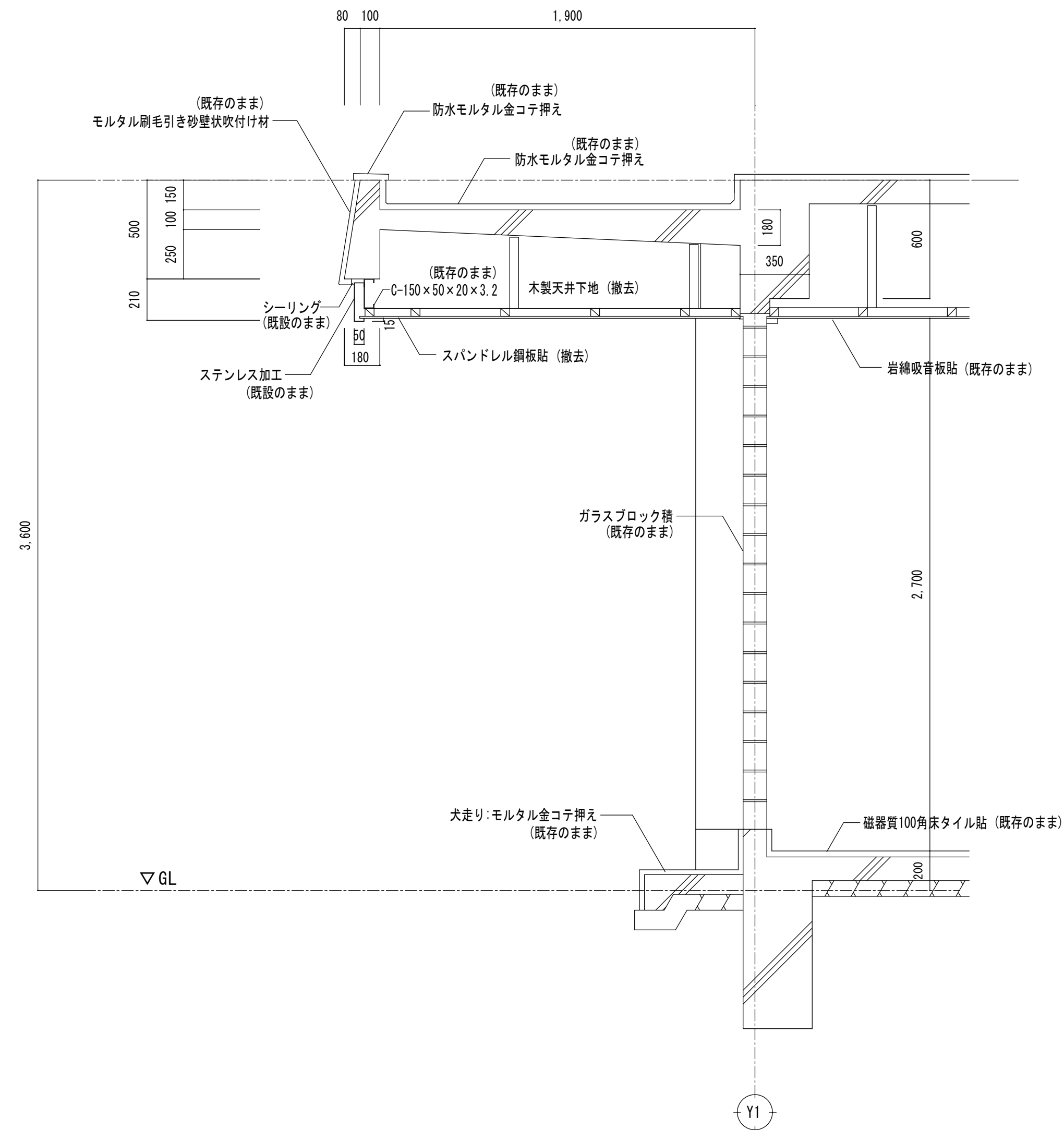
北立面図 1/100



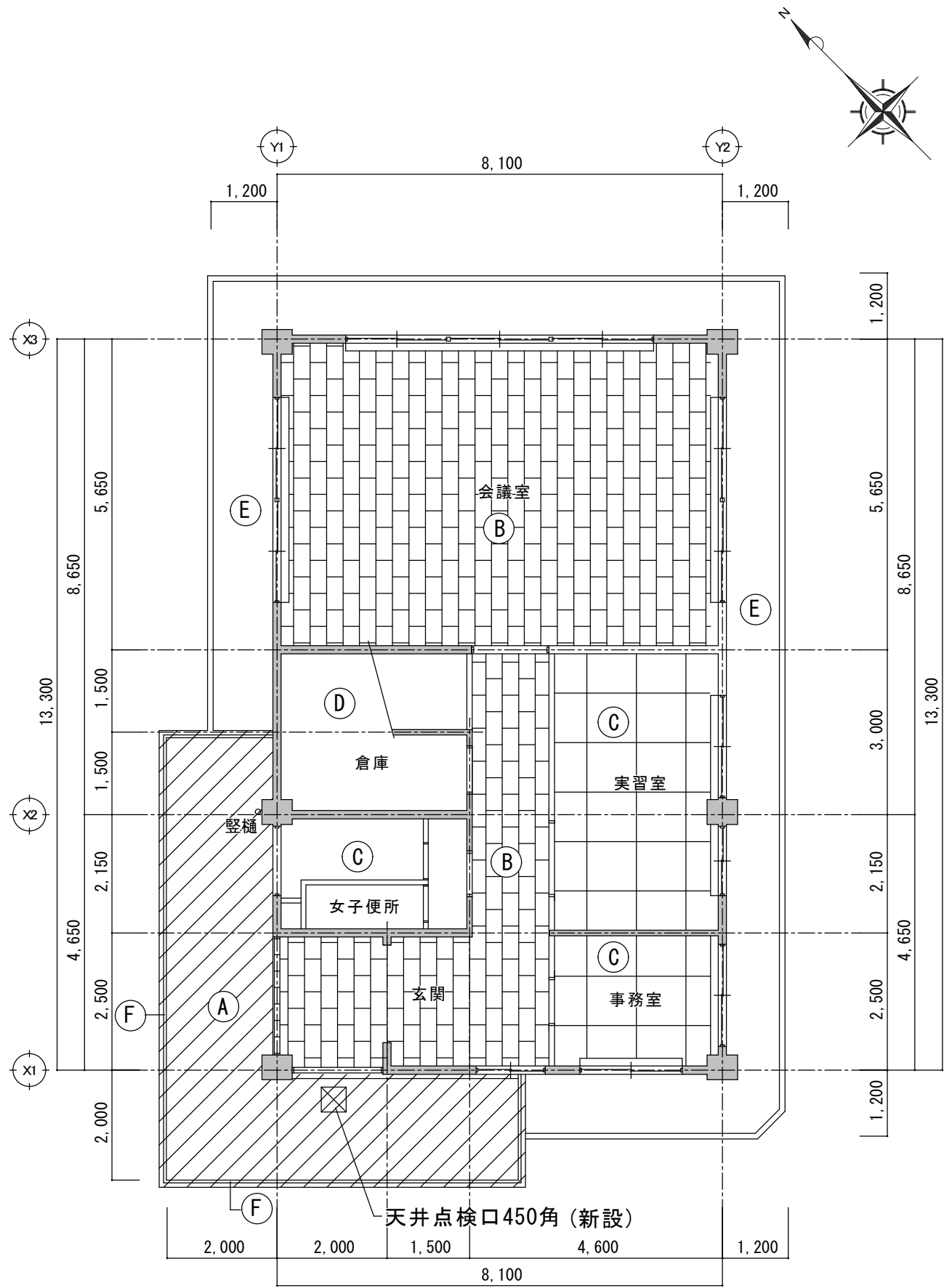
西立面図 1/100

※：ガスホースについて
玄関庇軒天撤去前に取付金具を一時取外し
施設運営、工作業に影響のないように仮設置し
軒天復旧後、再取付を行うこと

	工事名／Title	図面種別／Drawing	Check	No.	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
	津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事	立面図			
		縮尺／Scale 原図：A2 日付／Date			
		S=1/100			

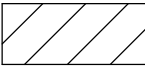


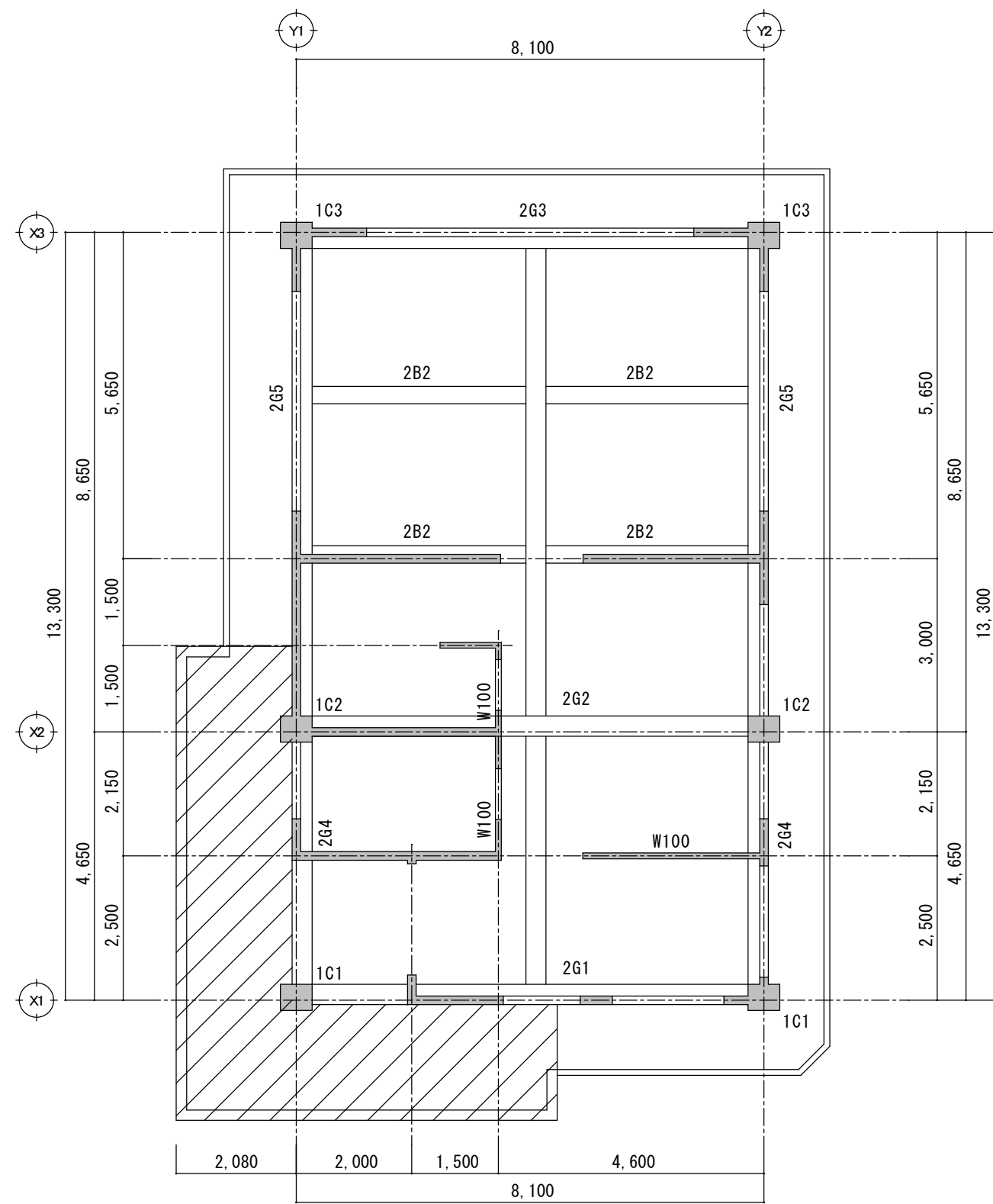
		工事名／Title		図面種別／Drawing		Check	No.	合資会社  重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
		津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事		短計詳細図(改修前・改修後) 縮尺／Scale 原図:A2 日付／Date S=1/20				



記号	改修前	改修後
Ⓐ	木製下地、スパンドレル鋼板(撤去)	軽量鉄骨天井下地、ケイカル板t=6.0、EP塗装(新設)
Ⓑ	岩綿吸音板貼 (既存のまま)	岩綿吸音板貼 (既存のまま)
Ⓒ	プラスターボード目透し貼 VP (既存のまま)	プラスターボード目透し貼 VP (既存のまま)
Ⓓ	モルタル金コテ押え (既存のまま)	モルタル金コテ押え (既存のまま)
Ⓔ	コンクリート打放し砂壁状吹付け (既存のまま)	コンクリート打放し砂壁状吹付け (既存のまま)
Ⓕ	ステンレス加工 (既設のまま)	ステンレス加工 (既設のまま)

凡例

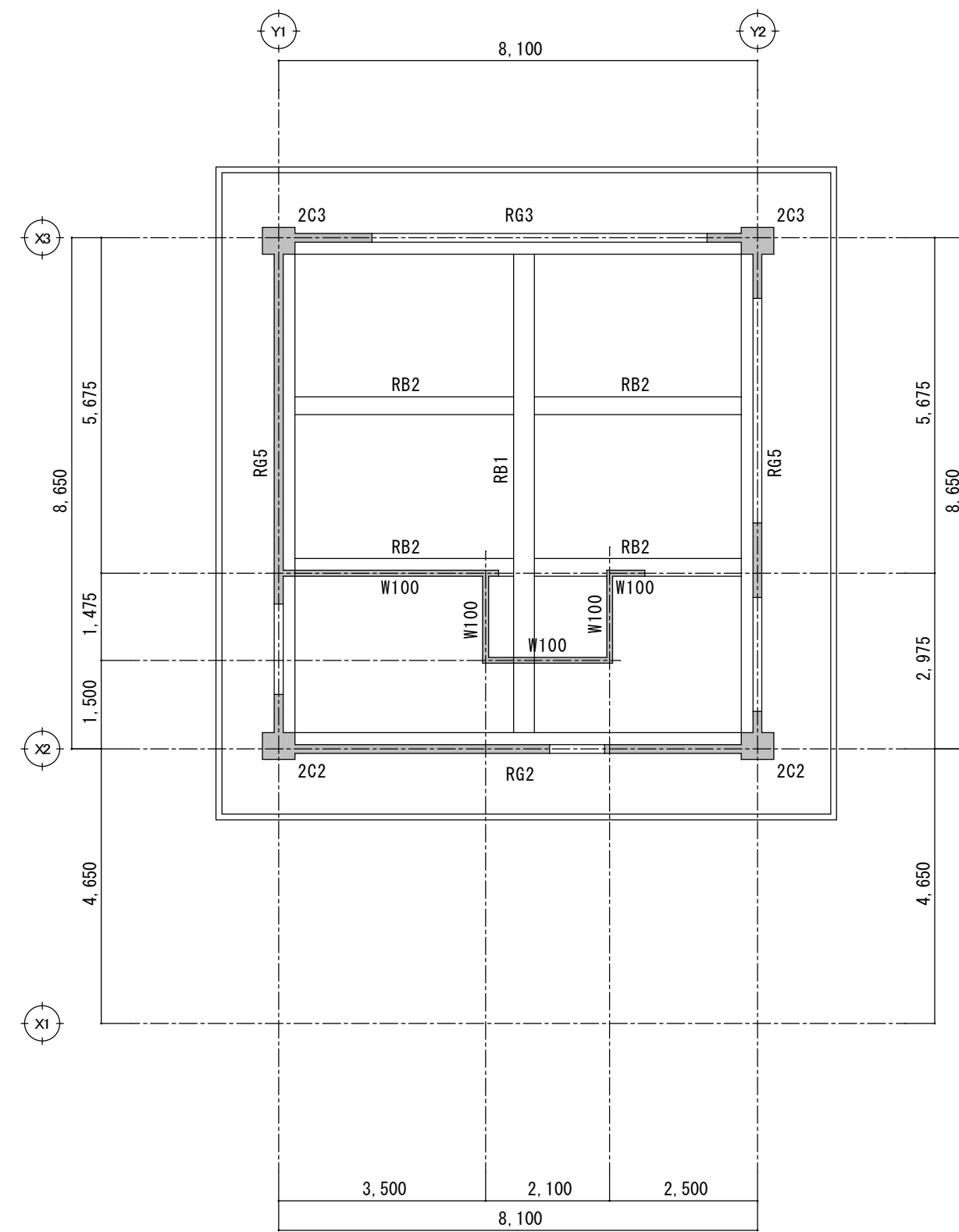
 : 改修範囲



柱壁伏図1F 1/100
特記無き壁はW150とする

凡例

 : 改修範囲



柱壁伏図2F 1/100
特記無き壁はW150とする

・	・
・	・
・	・
・	・

工事名／Title

津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事

図面種別／Drawing

柱・梁伏図

縮尺／Scale

S=1/100

原図：A2

日付／Date

Check

No.

A-13

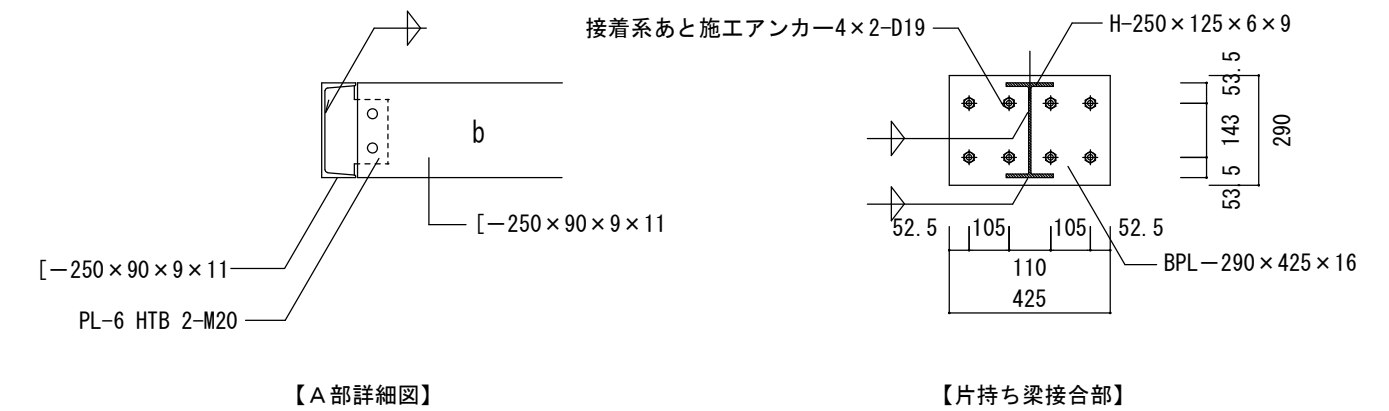
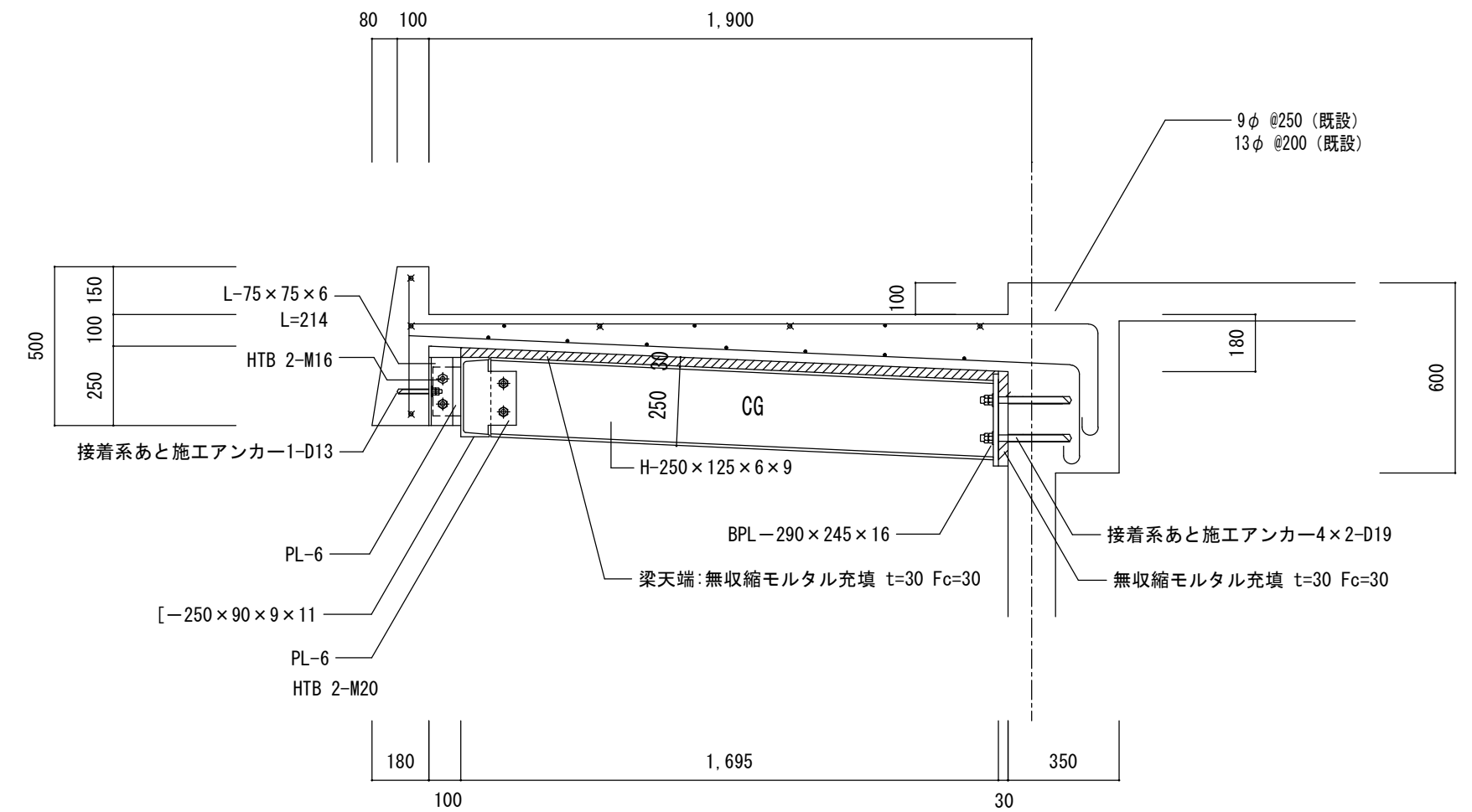
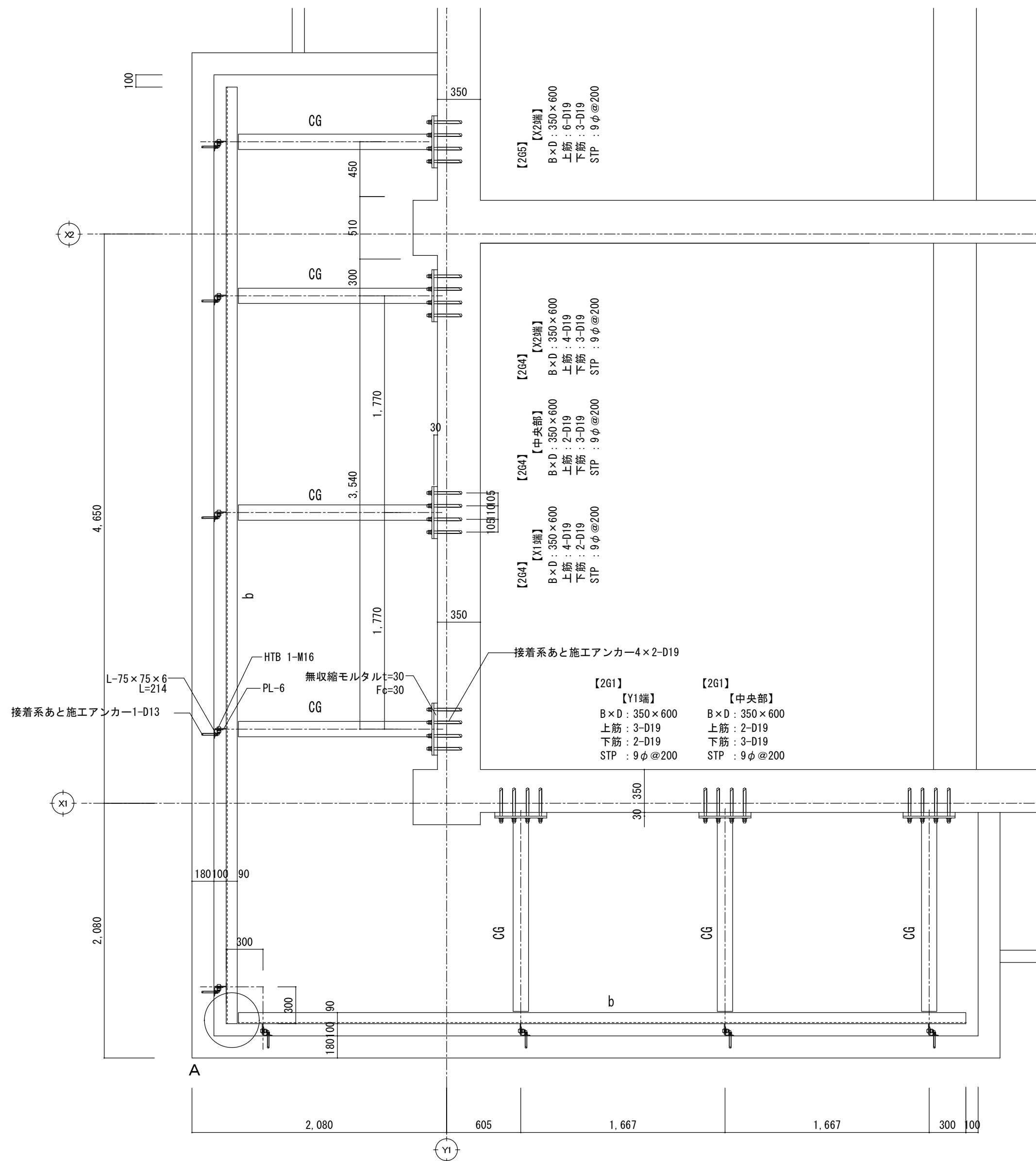
合資会社 重企建築事務所



Jyuki Architectural Design Office

一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治

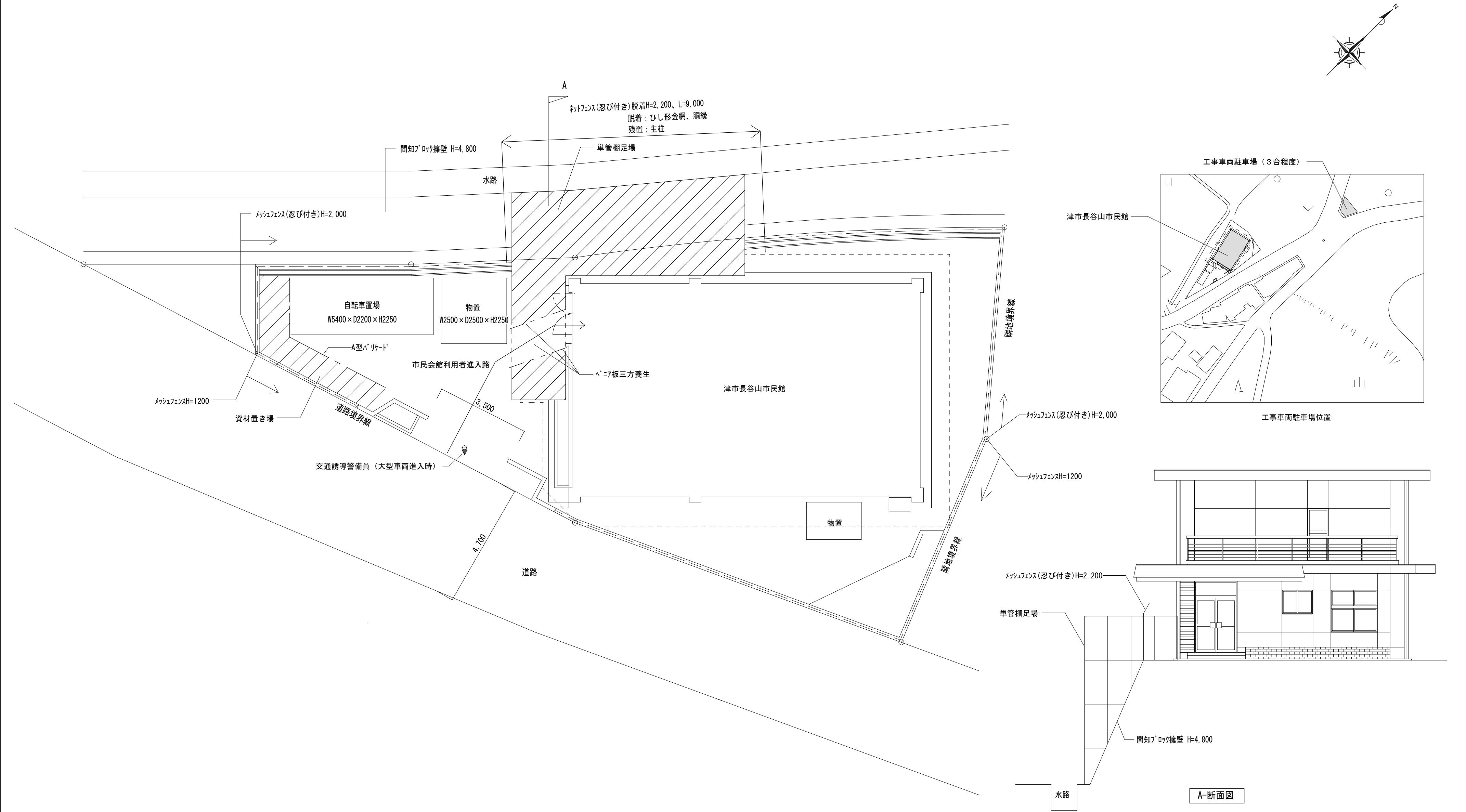


補強鉄骨梁詳細図 S=1/20

使用材料	
H型鋼	SS400
溝型鋼	SS400
等辺山形鋼	SS400
鋼 板	SS400
高力ボルト	S10T
鉄骨錆止	一般錆止め(2回塗り)
接着系あと施工アンカー：4×2-D19(ﾀﾞﾌﾞﾙﾅｯﾄ締め)、埋込長11d 1-D13(ﾀﾞﾌﾞﾙﾅｯﾄ締め)、埋込長8d	

- ※1 既設梁の超音波鉄筋探査を行いアンカー位置を決定のこと。
- ※2 接着系あと施工アンカーD19の引張強度試験を実施のこと。
- ※3 あと施工アンカーの有効埋込長は、埋込長 $-1d$ (d : 呼び径)以上とする。

・	・	工事名／Title 津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事	図面種別／Drawing 補強鉄骨梁伏図(見上) 補強鉄骨梁詳細図		Check	No. A-14	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治
・	・		縮尺／Scale 原 図：A2 日付／Date S=1/30、1/20				
・	・						
・	・						



		工事名／Title 津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事	図面種別／Drawing		Check	No. A-15	合資会社 重企建築事務所 Jyuki Architectural Design Office 一級建築士事務所 三重県知事登録第1－300号 一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治	
			仮設計画図					
			縮尺／Scale	原 図：A2				日付／Date
			S=1/100					

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事

2. 工事場所

津市 分部 地内

3. 建物概要

鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積174.045㎡ 用途区分(一)ロ項

4. 工事種目

下記において●印を付した工事を対象とする。

●電力設備

受変電設備

電力貯蔵設備

発電設備

通信・情報設備

中央監視制御設備

医療関係設備

構内配電線路

構内通信線路

その他

Ⅱ. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。

・国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版)

「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版)

「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版)

・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)

・電気工事業の業務の適正化に関する法律

・電気工事士法

・労働安全衛生法

・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。)

・電力会社供給約款

・その他関連法令、関連諸基準

Ⅲ. 特記仕様

1. 一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 一般事項

(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。

(2) 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。

なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。

(3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。

2. 足場

設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

足場(つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る)の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。

1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

3. 三重県産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。

4. 電気工作物の種類

●一般電気工作物 自家用電気工作物

5. 電気工事士

電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。

6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律

電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

7. 電気保安技術者

電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。

8. 品質管理

工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

9. 出来形管理

以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。

① 各種盤据付耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ)基礎寸法水平垂直

② 配管・配線工事支持間隔

③ スイッチ類の取付高さ

10. 測定機器の校正等

試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。

11. 施工計画等

受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。

① 総合施工計画書

包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。

② 工種別施工計画書(施工要領書)

各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。

③ 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図)

主要機器、重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。

④ 耐震計算書

12. 機材等

工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。

① 機器明細図

② 各種計算書

設計図書による他、監督員の指示による。

13. 工事写真

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修(平成31年版))に従い撮影すること。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。

14. 施工条件

監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。

(1) 施工可能日

・指定なし

・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等)

・指定あり

指定日(・施設休業日・打ち合わせ・その他())

(2) 施工可能時間帯

・指定なし

・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等)

・指定あり

指定時間(・()時～()時・打ち合わせ・その他())

(3) その他

()

15. 事故の発生時

工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。

16. 建設副産物

(1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。

(2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

17. 発生材の処理等

(1) 引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。()

(2) 特別管理産業廃棄物

・変圧器

・コンデンサ

・その他()

現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。なお、施工に際してP C B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。

(3) 現場内において再利用を図るもの

・発生土

・その他()

(4) 再資源化を図るもの

・コンクリート塊

・アスファルトコンクリート塊

・建設発生木材

(5) 水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの

●蛍光灯

・H I Dランプ(高輝度放電ランプ)

・その他()

「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に 処理すること。

(6) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。

(7) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D票を提示すること。)

18. 官公署への手続き

工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。

・消防設備関係

・電気工作物関係

・受電関係

・通信関係

・建設工事関係

・その他()

19. 消防法関係の手続き

(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成

・本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

・別途工事

(2) 防火対象物使用開始届出書

書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。

20. 工事前仮設備

構内への設置 ・できる(施設管理者と協議) ・できない

21. 工事前電力

構内既存の施設

・利用できる(・有償・無償)

・利用できない

本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

22. 工事前水

構内既存の施設

・利用できる(・有償・無償)

・利用できない

23. 工事中等の保安監理

電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

24. 搬入計画

大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

25. 製品確認

発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、

26. 機材等の検査及び試験

検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

27. 完成確認及び完成検査時等の電源確保

機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

28. 完成時の操作説明

総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

29. 完成図等

作成する(・完成図・保全に関する資料・())

完成図作図範囲(設計図を訂正)

完成図はC A Dにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる著作権は、発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。

30. 完成写真

デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

31. 不正軽油の使用の禁止

(1) 市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。

(2) 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。

(3) 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

32. 現場での安全確保(自主施工の原則)

(1) 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。

(2) 設計図面に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じうえて、工事を実施すること。

2. 施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 既設設備等の調査

既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。

(1) 地中埋設管路

1) 項 目

・埋設配管

・構造物

・その他()

2) 調査範囲

・埋設ルート

・その他()

(2) 貫通及びはつり

1) 項 目

・鉄筋

・配管

・その他()

2) 調査範囲

・施工部分

・その他()

(3) 既設との取合い

1) 項 目

●接続箇所

・増設箇所

・その他()

2) 調査範囲

●施工部分

・その他()

2. 施工前の測定等

改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認等を着工前に行い、監督員に報告すること。

3. 耐震施工

(1) 想定される地震に対応するものとする。

(2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。

4. 耐震基準

耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官庁官庁営繕部)及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(一財)日本建築センター)を適用する。

5. はつり

(1) 穴開け及び補修

・なし

・あり

(貫通場所及び口径は別図による)

(2) 溝はつり及び補修

・なし

・あり

(はつり深さは別図による)

6. あと施工アンカー

性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない

7. 基礎の配線ビット

基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。

8. 配管・配線の耐震処置

建物引込部の配管の耐震処置 ●行う ・行わない

建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ・行わない

9. 最上階の埋込配管

最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。

10. 露出配管

(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。

(2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。

(3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。

(4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。

11. 合成樹脂管

(1) 合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。

(2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)

12. 予備配管等

埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F22)を1本、5回路以上は(P F22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。

13. 金属製電線管等の塗装

(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。

1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E P S、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。

2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。

3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。)

4) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。

(2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイントを2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。

14. 導入線

通線を行わない配管及び配線引き抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。

15. 予備スリーブ

梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。

16. ボックス類

位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として合成樹脂製とする。

17. 軽量間仕切りボックス

軽量間仕切りに位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。

18. プルボックス

(1) 屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。

(2) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。

19. ボルト・ナット類

屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの

●ステンレス

・溶融亜鉛メッキ仕上げ

・

・

・

・

・

工事名／Title

津市長谷山市民館玄関庇耐震改修工事

図面種別／Drawing

電気設備工事特記仕様書1

Check

No.

E-01

縮尺／Scale

原図：A2

日付／Date

NS

合資会社 重企建築事務所

Jyuki Architectural Design Office

一級建築士事務所 三重県知事登録第1-300号

一級建築士国土交通省大臣登録第167163号 山田 裕治

